

北海道文教大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2024 年度大学評価の結果、北海道文教大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

北海道文教大学は、「清正進実」を建学の精神に掲げ、教育研究上の目的を「教育基本法及び建学の精神に則り、豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、理論と実践にわたり深く学術の教育と研究を行い、国際社会の一員として、世界の平和と人類の進歩に貢献し得る人材の育成を目的とする」と定めている。また、建学の精神及び大学の目的を達成するため、長期計画である「教育 100 年ビジョン」及び「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」を策定し、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

教育については、いずれの学部・研究科でも大学の 3 つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））の考え方にに基づき各種方針を整備し、これに沿って体系的な教育課程を編成している。さらに、ナンバリングとカリキュラムマップを通じて学位授与方針に示す目標と各科目との関係を明らかにするほか、シラバスに準備学習や事後学習等に必要な学習時間を示すことによって、学生が体系的かつ計画的に学ぶための工夫を講じている。

特色ある取り組みとして、社会連携による大学の所在地である恵庭市の課題解決等に積極的に取り組んでおり、「地域連携推進センター」を中心に自治体、医療機関、学校、民間企業、各種団体等との多様な連携を行い、各学部の専門性を生かして子育て支援や福祉、医療、教育において地域に貢献してきた。これを発展させるべく 2023 年度に「地域創造研究センター」を設け、産官学の諸機関をつないで地域の課題解決に取り組むなど、自治体や地域との新たな連携モデルを構築し、地域の知の拠点として機能させることが期待できる。このように、従来の取り組みを発展させて地域課題の解決に取り組んでいることは、高く評価できる。

教育や社会連携において精力的な取り組みが見られる一方、内部質保証については大きな問題が見受けられる。内部質保証の推進主体を「大学運営会議」と位置づけた

内部質保証システムを設け、中期計画・アクションプランの点検・評価、大学基準に基づく点検・評価、アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価といった複数の点検・評価を行っている。ただし、現状把握から課題等を抽出するための自己点検・評価としては十分ではなく、大学基準に基づく点検・評価においては、その結果に基づく「大学運営会議」からのフィードバック等を行われていないため、複数の点検・評価の位置づけ・連関を見直して整理するとともに、内部質保証推進組織による改善フィードバックのあり方を検討し、内部質保証システムを機能させて、点検・評価の結果に基づく改善・向上につなげることが必要である。

その他の課題として、学部・研究科ともに学位授与方針に示す学習成果と測定方法の関係が不明瞭であるため、学習成果の把握・評価に向けて改善が求められる。また、人間科学部を構成する健康栄養学科及びこども発達学科において、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率がともに低い状態が続いているため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。さらに、大学院の定員管理についても、一部の研究科・課程では収容定員の充足率が低いため改善が求められる。くわえて、学生の受け入れ状況に関連し、大学部門の収支を改善するとともに、教育研究活動を安定して遂行するための十分な財務基盤の構築に向けて取り組むことが必要である。今後は、2025 年度からの新たな中期計画において、財務に係る達成すべき数値目標及びそれに向けた施策を明らかにし、それに沿って取り組むことが求められる。

当該大学では、教育研究活動で得た知を地域に還元し、新たな知の創造を目指して持続可能な組織に必要な取り組みを長期計画に示して大学のブランド力向上に取り組んでいる。今後は、点検・評価に活用することを念頭に、中期計画に示す目標やアクションプランの内容を検討し、内部質保証推進組織のマネジメントのあり方を確立し、内部質保証システムを機能させてこれらの問題点を解決するとともに、特長ある取り組みを伸長させ、建学の精神に基づく教育を深化させることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

創設者による学訓「清く、正しく、雄々しく、進め」を源に、「真理を探究する清新な知性」「正義に基づく誠実な倫理性」「未来を拓く進取の精神」「国民の生活の充実に寄与する実学の精神」という4本の支柱を要約した「清正進実」を建学の精神と定め、これを大学における理念としている。

上記の理念に基づき、大学の教育研究上の目的として、「北海道文教大学学則」

(以下「学則」という。)において「教育基本法及び建学の精神に則り、豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、理論と実践にわたり深く学術の教育と研究を行い、国際社会の一員として、世界の平和と人類の進歩に貢献し得る人材の育成」と明記している。これを踏まえ、各学部・学科では人材養成その他の教育研究上の目的を定めている。大学院の目的については、「北海道文教大学大学院学則」(以下「大学院学則」という。)において「高度にして専門的な学術の理論並びに応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の進展と世界の平和に寄与できる人材を養成することを目的とする」と定め、これに基づき、各研究科において課程ごとに人材養成の目的を定めている。

以上のことから、大学として掲げる理念に基づき、大学・大学院の目的及び各学部・学科・研究科において、適切に人材養成の目的を設定しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の理念・目的は、学則及び大学院学則に定めている。そのうえで、学則及び大学院学則は、大学ホームページに掲載することで、社会に対して公表している。

さらに、各学部・学科・研究科の人材養成の目的については、『学生便覧』や大学ホームページに掲載しているほか、新入生に対して、1年次に全員が履修する全学科共通科目の「総合教養講座」「SDGs研修」「新入生宿泊研修」において説明を行っている。くわえて、建学の精神や創設者にかかわる著作を刊行し、関係各所へ配付することにより、教職員・学生のみならず、社会に対して理念・目的を広く周知するよう工夫している。

以上のことから、大学の理念・目的を学則等に適切に定め、大学ホームページを通じて社会に公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

創立 75 周年を迎えた 2017 年に、将来を見据えた法人の長期計画として「教育 100 年ビジョン」を策定し、このなかで大学の中・長期計画の基本方針として、「教育 100 年を展望する『北海道文教大学ブランド』の構築」「教育研究の質保証と国際性のある人材の養成」「地域社会への貢献」「学生・生徒並びに保護者の満足度を高める施策の推進」「ガバナンス体制の強化と改革推進」という 5 項目を定めている。この実現に向けて、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間の中・長期計画として、「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」を作成している。大学評価(認証評価)の結果において指摘を受けた事項についても、中期計画において

「現状・課題」として指摘内容を記載し、それに対応する目標を掲げることで対応している。また、中期計画の内容を実行するための「中期計画アクションプラン・ロードマップ」を定め、中期計画の実現に向けて全学的に取り組んでいる。

ただし、中期計画における目標については、例えば、「入学希望者に対する効果的な広報に努める」「カリキュラムを見直す」など、具体的な方策を明示しておらず抽象的かつ達成状況を判断しがたい目標が見受けられ、アクションプランにおいても「実験・実習・演習科目の方法や内容を検証し、改善を図る」など不明確な記載が見受けられる。一方で、例えば、目標で「市民向けイベントや社会人向け講座を年間10回以上実施する」「短期留学制度を紹介する機会を、オリエンテーション時に実施する」など、具体的な数値目標を立てたり、具体的な方策を記述したりしているものの、その取り組みによって達成すべき目標が不明確なものも見受けられる。「2 内部質保証」にて後述するように、内部質保証の推進主体である「大学運営会議」は、毎年の進捗管理において中期計画の達成状況を把握することで点検・評価を実施しているため、達成状況を評価できるよう、中期計画に示す目標の記載内容等について明示することが必要である。現在の中期計画の記載内容の適切性を検討し、5年間で達成すべき目標とそれに向けた方策を明らかにした中期計画を策定することが期待される。また、アクションプランに示した取り組みの進捗は毎年度末に各部門の達成状況を点検しているが、中期計画に示す目標に照らした達成状況の評価は中期計画の最終年度にあたる2024年度に実施予定であることから、中期計画の毎年の進捗管理を定期的な点検・評価と位置づけるのであれば、毎年度末に確認する事項と5年間で達成状況を確認する事項を適切に区分し、中期計画やアクションプランを策定することが望まれる。

以上のことから、2020年度からの5年間にわたる中期計画及びそれに基づくアクションプランを策定し、現在はこれに基づき諸活動を遂行している。ただし、当該大学の点検・評価において、中期計画に示す目標やアクションプランの進捗管理が重要な役割を果たしているといえるため、点検・評価にふさわしい目標や目標達成の具体的な背策を示すとともに、その進捗・達成度の確認方法を確立することが望まれる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証の全学的方針は、「北海道文教大学内部質保証の方針」（以下「内部質保証の方針」という。）において示している。このなかで、「教育活動（教育プログラム）に関する『内部質保証』は①大学全体レベル、②教育課程レベル、③授業科目レベルの3つのレベルごとに改善・向上のサイクル（PDCAサイク

ル)を機能させ、内部質保証を推進し、これにより高い教育を保証し、これらの教育研究活動および付帯する活動等の状況を公表することによって、社会に対して説明責任を果たす」ものであることを示している。

また、同方針では、手続として「大学運営会議が責任主体となった全学的教学マネジメント体制のもと」でPDCAサイクルを適切に機能させるとしたうえで、上述の3つのレベルごとに明示している。大学全体レベルでは「大学運営会議が計画等、取り組み方針を整備する(Plan)。大学全体レベルの方針を受けて全学関係部署が実施する(Do)。その結果に基づき、大学評価委員会が自己点検・評価する(Check)とともに、改善案を作成する。改善案に基づいて大学運営会議は各部署に対して改善を促す(Action)」としている。教育課程レベルでは、「教育開発センターが学位授与方針等を整備し、各学科・研究科が教育課程を作成し(Plan)、実施する(Do)。その結果に基づいて、教育開発センターがアセスメント・ポリシー等により点検し(Check)、それに基づき大学運営会議が改善を促す(Action)」としている。

なお、項目③にて後述するが、当該大学においては、実態として「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づく点検・評価、大学基準に基づく点検・評価、アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価の3種類を実施しているが、「内部質保証の方針」においてこの点を明確に示していない。当該大学において具体的にどのような点検・評価を行って教育等の質を保証するのか、実態を踏まえて方針の記述を見直すことが望まれる。

「内部質保証の方針」は大学ホームページで公表しており、教職員に対しては、「大学運営会議」、教授会、「大学院委員会」「事務連絡協議会」を経て周知している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続については示しているものの、実態に即した記述となっていないため、実態と方針の整合性を検証することが望まれる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「大学運営会議」を内部質保証の推進に責任を負う組織と位置づけている。また、大学全体レベルにおける教育研究組織、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価を推進する組織として「大学評価委員会」、教育の質保証に特化した「教育開発センター」を設置している。

当該大学において、実態として3種類の点検・評価を行っている。1つ目が「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づき、各学部・研究科・部署にて進捗確認を行う年度末点検、2つ目が本協会の大学基準に基づき実施する点

検・評価、3つ目がアセスメント・ポリシーに記載している基準に基づき、各学部・研究科の教育の状況について実施する点検・評価である。

このうち、アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価については「教育開発センター」が担っており、各学部・研究科の『自己点検・評価報告書』のとりまとめを担うのが「大学評価委員会」となっている。「大学運営会議」は、これらの点検・評価結果について報告を受けることに加え、「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づく進捗の点検を担っている。

「大学運営会議」の構成員は、学長・副学長・各学部長・各学科長・各専攻長・図書館長・大学院委員会委員長及び各研究科長・留学生別科長・各センター長・事務局長及び事務局次長・事務局各部長及び大学各部長、その他学長が認めた者となっている。「大学評価委員会」は2023年度に設置した委員会で、従来「大学運営会議」が担っていた機能のうち各学部・研究科・部署の点検・評価のとりまとめ等を中心に引き継いだかたちとなっている。同委員会の構成員は、同会議の構成員と事務局次長を除き同じであるものの、活動自体は別に行っている。

しかしながら、項目③で詳述するように、上記の3つの点検・評価の位置づけや連関については不明瞭であり、全学的な内部質保証が機能しているとはいえない状態にあるため、内部質保証のあり方とそれに必要な体制についても整理することが求められる。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を構築しているものの、項目③に後述するように、いずれの点検・評価及びその結果に基づく改善フィードバックについても機能しているとはいえない状態であるため、改めて内部質保証の仕組みを整理することが求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

「3つの方針策定のための全学としての基本的な考え方」を「教育開発センター」が起案し、「大学運営会議」にて定めており、各学部・研究科の3つの方針はこれに示した項目や留意点を踏まえて策定している。

当該大学では、実態として3種類の点検・評価を実施している。1つ目の「中期計画アクションプラン・ロードマップ」の内容に基づく点検・評価では、各部署が担当する項目について、毎年度末に進捗の確認を実施し、「大学運営会議」への報告を行っている。同会議は報告を受けた内容について審議して理事会に報告し、各年度の事業計画や予算編成に反映している。ただし、「1 理念・目的」にて中期計画における目標やアクションプランの設定に係る課題で指摘したように、毎年度末に実施するのはアクションプランに示す事項の進捗確認であり、それによる目標の達成は5年間の計画の最終年度（2024年度）に確認する予定としており、現状では行っていない。毎年度末の進捗確認も、必ずしも課題や成果の

上がった取り組みを抽出するには至っておらず、自己点検・評価として十分とはいえない。また、内部質保証の推進主体である「大学運営会議」は各部局からの報告を受けることが主であり、中期目標を達成するための評価やフィードバックは行っていない。

2つ目の大学基準に基づく点検・評価では、毎年10～12月頃に「大学評価委員会」からの指示に基づき、学部・研究科・組織等において自己点検・評価活動を計画して『点検・評価報告書（計画段階）』を作成し、各組織の小委員会や会議及び教授会・研究科委員会等における審議・承認を経て、同委員会に提出している。この審議・承認の過程において、各組織の構成員は翌年度の点検・評価活動の予定や現在の進捗状況、改善・改革の方策を把握しており、各学部・研究科は基準1・4・5・6について、その他の組織は自身の関連基準について点検・評価を行うこととなっている。翌年度にこの計画に基づき、各学部は学科ごとに行った点検・評価の結果を集約したうえで、各研究科及びその他の組織はそれぞれのなかで点検・評価を行い、各学部・研究科はこの結果をまとめて『点検・評価報告書（各学部・研究科版）』を作成して「大学評価委員会」に提出している。同委員会において、各学部・研究科が点検・評価しない基準について点検・評価し、『点検・評価報告書（各学部・研究科版）』とあわせた全基準の点検・評価結果を「大学運営会議」に報告している。しかしながら、点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みとして、『点検・評価報告書（各学部・研究科版）』を毎年度大学ホームページに公表することで教職員も閲覧可能になるという理由から、内部質保証の推進主体である「大学運営会議」による改善のためのフィードバック等は行っていない。なお、今後は「大学評価委員会」が実施する点検・評価について、評価する観点や指標を明らかにし、点検・評価のプロセスの透明性を高めることを期待したい。

3つ目のアセスメント・ポリシーに基づく教育の質保証についての点検・評価では、「教育開発センター」がポリシーに定める項目及び基準で各学部等の教育の取り組みを点検・評価し、カリキュラムの改善等に向けた全学的な視点から方針を策定している。同センターから「大学評価委員会」に『点検・評価報告書』を提出し、「大学運営会議」に報告すると同時に、各学部・研究科等に改善事項を伝えている。ただし、「4 教育課程・学習成果」で指摘しているように、同方針は学習成果の把握・評価の指標として十分に機能しておらず、これによって点検・評価する目的は不明瞭となっている。

定期的な点検・評価に基づく改善・向上の取り組みとして、入学定員未充足の改善や教員組織の年齢構成の偏りの改善、教員の業績向上等に努めている。これらの改善は1つ目の「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づく点検・評価結果において課題として挙げたものであり、担当部局が2つ目の大学

基準に基づく点検・評価結果として「大学評価委員会」に報告したことで改善状況を把握するに至ったものの、これらは制度上の連携によるものではない。すなわち、「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づく点検と大学基準に基づく点検・評価は手続上連関・連携することとなっておらず、上記の3種類の点検・評価はそれぞれの位置づけや連関は不明瞭であり、「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づく点検・評価及びアセスメント・ポリシーに基づく点検・評価は、その内容に鑑みて十分な点検・評価とはいえない。また、大学基準に基づく点検・評価では、その結果に基づく「大学運営会議」による改善・向上に向けたフィードバック等を行っていない。総じて、教育の質を保証するための点検・評価が整理されておらず、内部質保証の推進主体である「大学運営会議」による課題の改善に向けたフィードバック等のマネジメントが行われていないため、点検・評価の体制及び方法を整理し、内部質保証推進組織によるマネジメントのあり方を検討し、内部質保証システムを機能させるよう是正されたい。

なお、学部、研究科、その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるため、「大学評価委員会」のもとに学外の有識者で構成する「外部評価委員会」を設けており、外部評価結果を「大学評価委員会」から法人及び教学の執行部、各種委員会等へ報告し、改善に活用するよう依頼している。

認証評価機関からの指摘については、「大学運営会議」及び各担当部局が連携して改善に取り組んでいる。一方で、設置計画履行状況等調査における指摘事項に対しては、学長をはじめ、調査対象学部・学科・研究科の学部長、学科長及び研究科長、事務局において協議して対応しているとのことだが、特に国際学部国際教養学科の定員に関する指摘については、継続的に「改善」の指摘を受け、さらに2023年度においては「是正」となっている。2024年度より経営戦略や改組、その他大学改革の推進について、外部委員を交えて審議する「未来共創会議」を設置して取り組むとしているため、着実に改善に取り組むことが望まれる。

以上のことから、内部質保証システムが有効に機能しているとはいいがたい。内部質保証推進組織のマネジメントのもと、全学的な改善・向上につなげられるよう、内部質保証システムの体制・方法の検討が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

学校教育法施行規則において、公表が求められている教育研究活動等に関する情報を大学ホームページに掲載している。自己点検・評価の結果については、大学評価（認証評価）時に提出した資料とあわせ、2017年度から毎年度作成する『自己点検・評価報告書』を大学ホームページにて公表している。また、「事業報告及び財務情報」等についても適切に公表している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

各種の点検・評価結果を「大学運営委員会」に報告していることや、外部評価委員からの評価を通じて、結果的には内部質保証システムの適切性を確認するに至っている。しかしながら、これらは内部質保証システムの適切性を点検・評価する手続・仕組みとして定めているものとはいえないため、内部質保証システムの改善・向上につなげるための点検・評価の仕組みを構築することが望まれる。

これまでの内部質保証に係る体制等の見直しとしては、2020 年度に学内の各種委員会を見直し、統廃合を行っている。特に、自己点検・評価については、「大学評価・IR推進部」を所掌部署とし、「大学運営会議」にて審議する体制としている。なお、この取り組みは文部科学省の中央教育審議会による「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申を受け、大学と法人との間で協議したうえで行ったものである。今後は、内部質保証システムの適切性を点検・評価する仕組みを設け、項目③で指摘したような点について大学自らが課題を把握し、改善することが望まれる。

以上のことから、内部質保証システムの適切性を点検・評価し、改善・向上につなげるための仕組みを構築することが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 大学基準に基づく点検・評価のほか、中期計画やアクションプランの進捗確認、アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価といった複数の点検・評価を行っているものの、後者の取り組みは進捗の把握にとどまるなど、課題等を抽出して改善につなげる自己点検・評価としては十分とはいえない。また、大学基準に基づく点検・評価の結果については、報告書を大学ホームページに公表するのみであり、内部質保証の推進主体である「大学運営会議」による全学的な改善・向上に向けたフィードバック等を行われていない。大学として実施する点検・評価の位置づけや連関を整理するとともに、フィードバックのあり方を検討し、内部質保証システムを機能させるよう是正されたい。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組

組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念及び学則に定める目的に即した実学教育を実現するために、学士課程は3学部（人間科学部、国際学部、医療保健科学部）に10学科2専攻を、大学院は4研究科（グローバルコミュニケーション研究科、健康栄養科学研究科、リハビリテーション科学研究科、こども発達学研究科）に修士課程を設置している。急速に進行するグローバル化や社会の変化に対応するため、2021年に外国語学部を国際学部に変更し、国際教養学科と国際コミュニケーション学科を設置した。2023年度には、新時代の医療人の育成を目指して人間科学部から理学療法学科、作業療法学科、看護学科を分離し、看護学科及びリハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）からなる医療保健学部を設置した。さらに、2024年度には地域社会の中核的コーディネーターの育成を目指し、人間科学部に地域未来学科を新設した。

教育研究に関わるセンター等として、鶴岡記念図書館のほか、体系的教育課程の編成と実施体制の強化、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及び教育方法の改善等の検討を担う「教育開発センター」や「教職センター」、学生の受け入れを担う「入試センター」を設けている。そのほか、学生支援に関わる「保健管理センター」や「キャリア教育センター」を設けるとともに、包括連携を強化し、地域の活性化と地域連携型の問題解決に向けて取り組む「地域連携推進センター」や「子育て教育地域支援センター（通称「文教ペンギンルーム」）」を設けている。2023年には、先駆的な地域政策を地方から提起していくことを目的として「地域創造研究センター」を新設した。なお、「国際交流センター」では、海外の大学との学術交流協定の締結や留学生の受け入れ支援などを行っている。

以上のことから、大学の建学の精神、教育理念に照らして、適切な学部・研究科及びその他の組織を設置しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、「北海道文教大学教育研究組織の方針」に則り、「2 内部質保証」にて既述したプロセスで「大学評価委員会」が学部・学科・大学院組織ごとの事業を総括し、教育研究組織の構成及び運営の適切性の検証を行っている。また、毎年度「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づく進捗状況の点検も行っている。

教育研究組織について改善・向上に取り組んだ例としては、2020年度に法人が抱える喫緊の課題に教員組織と事務局組織が協働して迅速に改革を進めるために、「学校法人鶴岡学園組織規程」を改正して各種委員会の統廃合を行ったことや、

2022 年度に「教職課程指導室」を発展的に解消して「教職センター」を設置したこと、さらに、今後の取り組みとして、2024 年度に設置した「未来共創会議」において、9 月には国際学部国際教養学科の定員未充足の問題に関して、国際学部部会より提案のあった「2025 年度からのコース制導入」を承認していることが挙げられる。しかしながら、これらは定期的な点検・評価に基づく改善事項ではないため、点検・評価の結果を活用し、教育研究組織の改善を進めることが望まれる。

以上のことから、教育研究組織の適切性の点検・評価及び改善・向上の取り組みを行っているものの、全学的かつ定期的なものとはなっていないため、新設した「未来共創会議」を活用しつつ、内部質保証のあり方とともに検討することが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

建学の精神と理念に基づいて、「3つの方針策定のための全学としての基本的な考え方」を定め、これに基づいて大学全体の学位授与方針及び授与する学位ごとの学位授与方針を定めている。学位ごとの学位授与方針については、必要単位数及び必要な修業年限を満たしたうえで、指定した能力を身につけた学生に学位を授与するとしており、いずれの学科・専攻においても、身につけるべき能力を「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」に分類し示している。例えば、国際学部国際教養学科では、「学術目的の言語使用に主眼をおいた英語及び日本語の高度な運用能力（技能・表現力）」「北海道、日本及び世界諸地域の課題に対応できる情報処理や分析の能力、論理的・批判的な思考や判断をする能力」等の能力を身につけていると認めた学生に「学士（国際学）」を授与すると定めている。大学院においても同様に学位授与方針を定めている。例えば、こども発達学研究科こども発達学専攻（修士課程）では、「家庭や地域社会の変化に伴うこども発達の実態やニーズの多様化に対応して、適切な支援、指導、教育の実践を展開できる」「理論と実践の往還の中からの学びにより、こどもの成長・発達を実現するための創意ある実践を展開できる中堅のリーダーとしての自覚がある」などと定めている。

学位授与方針は、大学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。建学の精神・理念、大学全体の学位授与方針、学位プログラムごとの学位授与方針は一貫性があり、学位プログラムごとの身につけるべき学習成果を明確化している。各学科・研究科のカリキュラムマップでは、各科目が学位授与方針に定めたどの学習成果に関連するかを示しており、学生にとってわかりやすいものとなるよう

工夫している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表を行っているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針は、全ての学科・研究科・専攻において、授業科目区分又は科目、教育内容、教育方法、評価方法について同一の構造で定めている。記述の構造を共通にすることで、方針の一貫性・明確性・わかりやすさと教育課程の体系性を担保しつつ、各学部・学科、研究科の特質に応じた設定を可能としている。

具体的には、方針の冒頭で授業科目区分を掲げ、教育課程の構成を明示している。例えば、人間科学部、医療保健学部においては「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」、国際学部においては「全学共通科目」「学部共通科目」「各学科の教養科目」「キャリア形成」「語学研修」「卒業研究」、グローバルコミュニケーション研究科においては「英語・英米言語文化コミュニケーション領域」「中国語・中国文化コミュニケーション領域」「日本語・日本文化コミュニケーション領域」を授業科目区分として設定する旨を記載している。また、「教育内容」については「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の柱に沿って授与する学位ごとにその特徴を踏まえて設定し、対応する科目区分や科目を明示しているため、学位授与方針とカリキュラムとの連関が明確となっている。例えば、国際学部国際教養学科では、「教育内容」のうち「知識・技能」として「学術的調査・研究のための英語を学ぶ『国際教養英語』科目群を配置することをはじめとした3項目、「思考・判断・表現」として「各学科の専門科目などを通じた学習を基に、自分が専門的に研究するディシプリンを定めた上で参加する『卒業研究プロジェクトⅠ～Ⅱ』を配置することなどの2項目、「関心・意欲・態度」として「地元地域について学び、地域振興や地域貢献、またキャリア意識にもつなげる北海道スタディーズ科目群を配置する」ことを定めている。そのうえで「教育方法」として例えば「人材養成の目的に則して、講義形式の授業の他に、学生の主体的な学びを引き出すために、少人数授業、習熟度別授業、双方向的・学生参加型授業、課題解決・探求型授業、ICTを活用した授業などのアクティブ・ラーニングを実践する」ことなどを定め、「教育評価」として「シラバスに明示された各科目の到達目標、学修内容、準備学修の内容・時間、成績評価の方法・基準に基づいて客観的に評価する」ことなどを定めている。

大学院においては、例えば、こども発達学研究科こども発達学専攻では、「教育内容」の「知識・技能」として「こどもの発達の実態やニーズの多様化に対応した適切な支援、指導、教育の実現に必要な心理学、教育学、特別支援教育学を

学ぶために、『こども発達支援教育関連』の科目群の講義科目と実践演習を配置することなど3項目、「思考・判断・表現」として「研究の基礎となる知識や技術を学ぶために『研究指導』の科目群を配置すること」、「関心・意欲・態度」として「理論と実践の往還に学ぶために『こども発達支援教育関連演習科目』『こども発達学実践演習科目』の科目群を配置すること」を定め、そのうえで、「教育方法」として「研究指導では、修士論文作成を行い、こども発達学に関する諸課題を追求すること」、「教育評価」として「講義・演習科目はレポートおよび授業時間における発表や討論などの内容について評価すること」などを定めている。

これらの方針については、学位授与方針とあわせて大学ホームページにて公表している。

以上のことから、授与する学位ごとの教育課程の編成・実施方針の策定及び公表を適切に行っているといえる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

授業科目は、項目①②にて既述したとおり、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と紐づけられた科目区分に沿って、体系的に編成している。例えば、項目②で例に挙げた国際学部国際教養学科では、「国際教養科目」内に「国際教養英語」として1年次から3年次に「Academic English Writing」「Integrated Academic English」等、「卒業研究」科目として4年次に「卒業研究プロジェクト」を連続的に配置している。また、「学部共通科目」内には「北海道スタディーズ」として1年次から3年次にかけて「世界と北海道」「北海道の食文化」「地域連携プロジェクト」等の科目を設置している。大学院でも同様に、教育課程の編成・実施方針に基づき科目を配置しており、例えば、こども発達学研究科こども発達学専攻では、「こども発達支援教育関連科目」として「教育内容・教材特論」「特別支援教育コーディネーター特論」等、「こども発達支援教育関連演習科目」として「こども発達特別演習」「教育方法実践特別演習」等、「こども発達学実践演習科目」として「発達支援分析評価法実践演習」「こども発達学実践演習」、「研究指導」として「こども発達学特別研究」といった科目を設置している。

また、カリキュラムマップを作成・公表し、各科目と学位授与方針に定める学習成果の関連について、対応関係を明示している。

以上のことより、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

教育課程の編成・実施方針の「教育方法」等において、学習成果を引き出すための授業形態や方策を示している。例えば、医療保健科学部リハビリテーション学科理学療法学専攻では、教育方法として「先進的な研究成果の理解力、課題探求能力、論理的な問題解決能力を身につけるための科目群は少人数ゼミ形式で研究の基礎を学ぶための教育を展開する」「理学療法士としての基本的技能を身につけるために、臨床実習は診療参加型の実習形式で行う」ことを定めている。また、グローバルコミュニケーション研究科言語文化コミュニケーション専攻では、「講義・演習科目は少人数のゼミ方式が主であり、院生の主体的な参加型授業となっている」「修士論文指導は丁寧な個別の研究体制を駆使して少人数指導または個人指導により行う」ことを定め、それに基づき科目を編成し、教育を実施している。

単位の実質化を図る措置について、学部・研究科の各科目は、教育内容の特性に応じて講義、演習、実験・実習実技の授業形態のいずれかとなっており、これらの授業形態に対する1単位あたりの学修時間を学則に定めている。『学生便覧』には、授業形態別に学修時間における授業時間と自習時間の内訳を記載している。シラバスには「準備学習」と「事後学習」の項目を設け、それらの内容とともに自習時間が所定の学習時間となるために必要な時間を明記している。また、「履修規程」において、全学科の各年次における1年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。ただし、国家資格等関係科目、教職科目は履修登録制限の対象外としており、国家資格の取得を目指す健康栄養学科、看護学科や、教職科目を履修することも発達学科においては、多くの学生が「履修規程」で定めた上限を超えて科目を履修している。上限を超えて履修した学生の平均履修単位数及び最大履修単位数からは、上限単位数を大幅に超過して履修登録する学生が一定数存在していることが見てとれるが、カリキュラム変更により単位修得時期を分散させたり、面談時に履修状況を確認したりするなど、改善に向けての措置を行い、学生が1年間に履修登録する単位数は減少しつつあるため、多くの単位数を履修登録することが事実上可能となるような授業構成の見直しを含めて、引き続き単位の実質化に努められたい。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

「履修規程」に基づき、各教員が事前にシラバスを通じて学生に公表した評価方法によって成績評価と単位認定を行っている。成績確定前における評価において、合格点には達していないが一定の条件を満たしている者を一旦不可保留とし、補習等を経て当該学期内に再評価をする制度を設けており、学習を促す工夫をしている。これらの全学的なルールの設定は、「履修規程」に基づき、「教務委員

会」の審議を経て教授会が行っている。成績評価も含めて授業科目がシラバスどおりに行われたかどうかについては、「教育開発センター」が実施している学生による授業評価アンケートにおいて、シラバスとの適合度を問う質問項目を設け、調査している。

修士論文の審査体制と認定・評価基準は、『大学院学生便覧』に明示し、このうち、学位論文審査基準については、大学ホームページにも公開している。学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、修士課程の学位論文審査は、主査教員と副査教員の査読、中間発表会、公開発表会（最終試験）における質疑応答を経て審査委員会で最終的に合否を判定している。学位論文審査の主査については、指導教員以外から選ぶこととなっている。また、副査には、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることも可能としている。さらに、最終試験として位置づけている公開発表会は、他の研究科との合同とし、市民も参加できる公開発表会として質疑応答を行い、客観性・厳格性を確保する体制を整えている。学士課程においては、在学期間及び所定の単位の確認を経て、各学科会議、「教務委員会」、教授会の審議を経て学位を授与している。

以上のことから、成績評価及び単位認定、学位授与を行うための手続を適切に整備し、これに基づき実施していると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学習成果の測定に関する全学的な取り組みとして、教育活動に関する内部質保証に直接関わる組織である「教育開発センター」が2021年度にアセスメント・ポリシーを策定し、そのなかで学生が修得した知識及び能力の状況を把握するための測定指標と、大学全体レベル、教育課程レベル、授業科目レベルごとに達成すべき質的水準を定めている。なお、達成すべき質的水準について、例えば大学レベルの指標である休学率は「5%未満」を達成水準に設定しているが、このような数値目標が学位授与方針に示した学習成果の把握に有効か、検証することが望まれる。

学習成果を測定する方法・指標は、学位課程別に設定している。例えば、外国語学部と国際学部は固有の指標として、外部団体が実施する語学能力試験の成績を採用しており、各学期の始めに当該学部の全学生に受験させている。人間科学部の健康栄養学科、理学療法学科、作業療法学科、看護学科及び医療保健科学部の看護学科、リハビリテーション学科理学療法学専攻、リハビリテーション学科作業療法学専攻は、固有の指標として国家試験合格率を使用している。人間科学部こども発達学科は、固有の指標として「学科で取得できる資格・免許」の資格・免許の卒業時の取得率を用いている。「GPA・成績分布状況」「学修成果及び学修行動の調査」の結果、卒業時アンケート結果は、分野によらない共通の

指標として設定している。なお、アセスメント・ポリシーで未達成項目がある場合には、「教育開発センター」への報告と改善案の提出を求め、翌年には改善状況の報告・共有を行い、アセスメント・ポリシーによって、測定指標と到達水準を定め、達成状況を数量的に把握し各科目の改善へとつなげている。

一方で、アセスメント・ポリシーで用いている測定指標は、外部団体が実施する語学能力試験の成績、国家試験合格率、資格・免許の取得率といった大学外で評価が行われるものと、学生の自己評価であるアンケートに偏っており、学位授与方針に掲げる「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の諸能力の獲得状況や到達水準の測定・評価は、「教育開発センター」においても、学部・学科・専攻・研究科等においても十分に実施できていないため、改善が求められる。また、測定結果の活用について、現在はアンケート結果に基づいた授業改善にとどまっており、カリキュラム又は全学的な教育の改善への活用は行っていないため、適切に学習成果を把握・評価したうえで、これを活用して教育課程・教育方法の適切性を検証し、改善・向上につなげることが期待される。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価しているとはいいがたい。学位授与にあたって必要な能力等の獲得状況を把握・評価し、カリキュラム及び全学的な教育の改善へとつなげられるよう、検討が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程レベルの点検・評価は、「2 内部質保証」において既述しているように、学部・学科・研究科等の『自己点検・評価報告書』の作成により行うほか、「教育開発センター」においてアセスメント・ポリシーに基づき実施している。

また、授業科目レベルでの点検・評価及び改善・向上の取り組みとしては、「教育開発センター」が実施する「学生による授業評価アンケート」において、学生がその授業に対して改善して欲しい点を記述し、教員はそれに対して改善計画を記述する取り組みを行っている。このような取り組みにより、国家試験合格率の回復や、授業に対する総合的な評価を行う項目での評価点が増加するなど、点検・評価活動による教育改善の成果がみられる。ただし、項目⑥で述べたように、現状では、学位授与方針に掲げる諸能力に照らしての評価を十分に行っていない。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価及びそれに基づく改善・向上の取り組み自体は行っているものの、「2 内部質保証」において既述した問題点や、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価及び教育課程の改善・向上に向けたその結果の活用等において不十分な点が見られるため、検討することが望まれる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) アセスメント・ポリシーを策定し、それに基づき学習成果の把握・評価を行っているものの、学部・研究科ともに学位授与方針に示す学習成果と測定方法の関係が不明瞭であるため、改善が求められる。今後は、学位授与方針に掲げる諸能力の獲得状況の把握・評価を実施するとともに、その評価結果と内部質保証とを有機的につなぎ、全学及びカリキュラムに関する意思決定と改善に活用することが求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針を大学全体及び学科・研究科ごとに定めている。大学及び大学院の方針は、入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像を「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」に分けて具体的に定めている。これらは入学者選抜で評価する学力の3要素に対応している。例えば、人間科学部健康栄養学科では、学生の受け入れ方針において、「知識・技能」に関する水準について「管理栄養士の学術的根拠となる栄養学を学ぶために、必要となる生物や化学、国語などの基本的な学力および一般的な計算能力を身につけている」ことなどを定めている。こども発達学研究科は、「幼児期と学童期にかけての教育研究を行うとともに、幼児・児童の発達支援に精通した高度な実践力を備えた幼児教育・学校教育の実践者になりたいと考えている教育・保育をめざす」人を学生として受け入れるとし、「大学で習得した保育・教育・発達支援および英語に関する基礎的な学力を有している人」を「知識・技能」の水準として定めている。この学生の受け入れ方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と整合している。

入学希望者に求める水準等の判定方法は、学科・研究科ごとに学生募集要項に明記している。例えば、大学の全学部・学科で実施する学校推薦型選抜・特待生選抜では、調査書、小論文、面接等を組み合わせ、学科ごとに学力の3要素を判定するための評価割合を明記している。大学院では、受験前に入学希望者は研究計画をもとに指導担当者と面談を行い、そのうえで出願することを明記している。例えば、こども発達学研究科は、学生の受け入れ方針に定める「大学で習得した

保育・教育・発達支援および英語に関する基礎的な学力を有している人」の水準を判定するために、入学試験で外国語（英語）、小論文、口述試験を実施している。

学生の受け入れ方針は、大学案内や、学生募集要項、大学ホームページでわかりやすく明示・公表している。

以上のことから、学部・研究科における学生の受け入れ方針を適切に定め、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、さまざまな選抜制度を整備している。学部では、一般選抜に加え、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜（附属高等学校を含む）、社会人や帰国生及び外国人留学生を選抜する特別選抜、総合型選抜を設定している。

多様化する社会や少子化、グローバル化の進展など時代の変化に適応しながら入学希望者を獲得するために、総合型選抜制度を柔軟に変化させている。例えば、2020 年度には「スポーツ大好き選抜」「北海道食の王国選抜」、2022 年度には「運動選手自己アピール型選抜」、2023 年度には「北海道活かす人選抜」「協働課題解決選抜」を新設している。また、大学が求める学生像を理解できるような入学者選抜の区分名称とすべく「スポーツ大好き選抜」「北海道食の王国選抜」等の入学者選抜を設けており、これらで入学した学生には4年間を通じて「副専プログラム」を用意するなど、入学後のキャリアデザインを支援している。なお、「副専プログラム」の取り組みについてはまだ始まったばかりであるため、今後学生の意見を聴取するなどにより、カリキュラムの向上を図っていくことを期待したい。

学生募集の方法は募集要項に明記し、大学ホームページにおいて公表しており、全ての選抜区分でインターネット出願を導入している。募集要項にはそれぞれの入学定員と各選抜試験の評価、出願資格・要件、第二志望に関する情報や編入学試験等を明記している。学士課程では、過去の試験種別ごとの志願者数、受験者数、合格者数などに加え、出身高等学校の所在地都道府県別入学者数を大学ホームページで公開している。また、入学料、授業料、実験実習費のほか、経済的支援として奨学金や授業料減免制度等を学生募集要項や入試ガイド、大学ホームページに記載している。さらに、卒業生や在学生の兄弟・姉妹などの入学料免除に加え、学部卒業生の大学院の入学料・実験実習費の免除の制度があり、外国人留学生は、大学・大学院ともに授業料の減免制度のほか、選抜試験（一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜等の入学希望者から選考）の成績優秀者は、授業料を

半額に減免する特待生の制度を設けている。

入学者選抜の運営体制として、学長を長とする「入試委員会」が入試広報部と協働し、募集要項の作成、選抜試験の問題作成、試験の実施、採点業務、合否判定等の運営にあたっている。大学院では、研究科ごとに募集要項を作成し、選抜試験を実施し、「大学院委員会」が最終判断を行っている。なお、大学院入学者選抜試験の運営体制について、学部との整合性を図るために、2024 年には「入試センター」に新たに「大学院入試委員会」を設置している。

選抜試験の問題作成は、推薦・一般選抜ともに「入試委員会」の下部組織である「入試問題作成部会」で調整し、作成している。学科の面接時の質問事項及び判定基準・評価表等の確認と調整は「入試委員会」が担い、選抜試験は入試広報部が入試本部を設置し、打ち合わせ会等を行って実施にあたっている。

公正な入学者選抜の実施に向けて、「入試問題作成部会」の構成員は委員長以外非公開としている。また、小論文の採点及び面接の対応と評価は複数教員で実施し、各学科による判定会議で合否判定案を作成したうえで、「入試委員会」にて最終判定を行っている。外国人留学生のように海外在住の受験者に対してはオンラインによる面接試験を実施しているが、その際には大学が試験会場を設定し、通信状況によって受験者に不利益が生じないように配慮している。もし、通信状況の不良等により面接試験ができなかった場合は、書類や筆記試験により合否判定を行い、受験者が不利にならないように配慮している。

受験生への合理的配慮については「北海道文教大学障がいのある学生に関する基本方針」を制定し、入学から卒業までの修学、進学や就職に関する事項において障がいのない学生と等しい修学機会を確保することを方針としている。入学前から、支援を求める学生に適切に対応するために「入試委員会」「障がい学生支援委員会」などが中心となって受け入れ体制を整えている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学定員及び収容定員は、文部科学省への設置認可又は届出時に設定し、選抜制度ごとの募集人員は、「入試委員会」で定めている。

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学科がある。学士課程全体でも収容定員に対する在籍学生数比率は低いことから、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。また、2023 年度に開設した医療保健科学部看護学科及びリハビリテーション学科は入学定員に対する入学者数比率が高いため、今後の定員管理に留意されたい。研究科におい

でも、収容定員に対する在籍学生数比率の低い研究科があるため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

なお、前回の大学評価（認証評価）結果において指摘されていた、入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍者数比率の改善に向け、学部組織を改組することによって定員充足を目指している。2021 年度に、外国語学部 1 学科を国際学部 2 学科に改組し、2023 年度には、人間科学部の 3 学科を医療保健科学部の 2 学科 2 専攻へと改組した。さらに、人間科学部の健康栄養学科及びこども発達学科の入学定員を減じ、2024 年度に地域未来学科を設置している。しかしながら、国際学部の 2 学科及び人間科学部地域未来学科についても、入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、定員充足に向けた検討が望まれる。

また、入学定員未充足の学部・学科では編入学試験を実施している。これについては、健康栄養学科では、編入学試験希望者数が多くなかった原因として、栄養士養成課程からの編入学を出願資格としていたことと分析し、2024 年度より、栄養士養成課程を有する短期大学と包括連携協定を締結して、効果的な受け入れ体制の構築を検討している。国際教養学科及び国際コミュニケーション学科では、中国やモンゴルを中心に海外協定校を増やし、編入学を希望する学生への説明等を行うことにより、志願者の増加に向けて取り組んでいる。

くわえて、在籍学生の退学者比率の減少につなげるために、アドバイザー制度やオフィスアワー制度等を導入し、体制を整えている。

さらに、「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」で学生確保に向けた目標を掲げ、入学者が多い高等学校へのアプローチや、小中学生対象の見学会やイベントを実施するなど具体的なアクションプランを策定し、実行している。

以上のことから、定員充足に向けて多面的に改善措置を講じているが、複数の学部・研究科において、入学定員及び収容定員が未充足となる状態が今なお続いているため、定員管理を徹底するよう、引き続き改善が求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性について、短期的な課題は「入試委員会」が中心に検証・評価を行い、選抜方法の問題や改善点を審議・検討している。「大学評価委員会」は「2 内部質保証」において既述したプロセスのもと、中・長期の入試戦略について定期的な点検・評価を行い、その結果を「大学運営会議」に報告している。また、大学院の入学者選抜に関する点検・評価は、各研究科委員会及び「大学院委員会」が行っている。

上記のような点検・評価の結果に基づき、「入試委員会」や「大学院委員会」

を中心に、各学部・学科・研究科、入試広報部がそれぞれ改善を図っている。新規入試制度を導入する際は、入試広報部が検討委員会を設置するなどして内容を検討したうえで、「入試委員会」が各学科の意見を踏まえて導入している。また、2020 年度から学校推薦型選抜を主体とする前半型の学生募集に切り替えたことや、オープンキャンパス実施方法の改革が挙げられる。なお、グローバルコミュニケーション研究科では、2022 年度から秋入学の入試制度を導入している。

以上のことから、学生の受け入れの適切性に関して定期的に点検・評価するとともに、改善・向上に向けた取り組みを行っている。ただし、上記の改善・向上の取り組みに際し、内部質保証の推進主体である「大学運営会議」からのフィードバックは行っていないため、入学者の確保等の課題について内部質保証システムのもとで点検・評価の結果に基づく改善に取り組むことが望まれる。

＜提言＞

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、グローバルコミュニケーション研究科修士課程では 0.10 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

是正勧告

- 1) 過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、人間科学部健康栄養学科が 0.72、同学部こども発達学科が 0.82 と低い。収容定員に対する在籍学生数比率についても、人間科学部健康栄養学科が 0.71、同学部こども発達学科が 0.81、学士課程全体が 0.88 と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

＜概評＞

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の理念である「清正進実」を実践するために、「北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育職員任用規程」において「求める教員像」及び「教員組織の編成方針」を定めている。

全学の「求める教員像」として、「建学の精神と教育目的を深く理解し、3つのポリシーに基づく大学教育の実現に貢献する者」等の5項目を定めている。また、全学の「教員組織の編成方針」として、「『大学設置基準』等関連法令に基づくとともに、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、各学部・研

究科の教育研究上の目的等を実現するために必要な教員を配置する」「広く国内外に人材を求め、年齢・性別構成に配慮する」「組織的・多面的活動を行って、絶えず教員の資質向上を図る」ことなどの5項目を明示している。全学の「教員組織の編成方針」「求める教員像」は、大学ホームページで公表している。

全学の「教員組織の編成方針」に基づき、学部・研究科ごとに「教員配置」「教育課程や学部運営における教員の役割分担」「教員構成」「教員人事」「教員の資質向上」の5項目から成る教員組織の編制方針を作成している。いずれの学部・研究科についても、「教員配置」でどのような教員を確保するか示した後、ほかの項目に関する方針を記載している。例えば、人間科学部においては、「教員配置」において「食物栄養学、健康栄養学、理学療法学、作業療法学、看護学、教育学、幼児教育学、幼児保育学について、幅広い知見と各専門分野における深い学識を備えた教員を確保する」とし、学科ごとにどのような分野の教員を確保するか記載し、その後他項目について方針を記載している。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明示しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

「教員組織の編成方針」に沿って教員組織を編制し、各学位課程の目的に即した教員配置を行っている。教員数及び教授数は、学部・研究科ともに、大学及び大学院設置基準、厚生労働省の養成施設の学校指定規則等で定める基準を上回っている。

「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」において「若手教員を積極的に採用する」ことを目標に定め、定年制度を厳格化したことにより、60 歳以上の教員割合は減少傾向にある。年齢構成に著しい偏りはなく、男女比についてもほぼ同率で、外国人教員数の配置にも取り組んでいる。

教育上主要と認める授業科目における専任教員の適正な配置については、専門性に応じて教授又は准教授の専任教員が主に担当できるよう教員を配置し、実務家教員の割合も適正となるよう編制している。

教員と職員組織間の適切な役割分担については「学校法人鶴岡学園専決規程」に基づき、各委員会及び専門部会に参加する教員を所管課の事務局職員がサポートし、協働と連携に努めている。

指導補助者については、「北海道文教大学大学院ティーチング・アシスタント規程」において、学業優秀な大学院学生がティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）として学部の教育補助を行うとしている。この規程においては、採用資格、業務内容、担当時間の上限、授業科目担当教員の管理・監督等に

について定めている。担当科目及び担当時間は、T A採用申請書に基づいて各研究科において決定し、業務実績については、授業科目担当教員が毎月末に当該月のT Aの業務実績報告書を学長に提出している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任等は、「北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育職員任用規程」「北海道文教大学助手の任用規程」「北海道文教大学外国人教師任用規程」の各規程に基づき、全ての学部に通ずる手続により実施している。

採用・昇任の手続について、教員の募集採用は公募制を原則とし、教員の昇任は「北海道文教大学教員の昇任に関する推薦基準」に基づき、所属学部の学部長又は学科長、研究科長が学長に推薦をすることで発起することとなっている。また、採用及び昇任に関する資格審査は、学長が議長となる「教育職員資格審査委員会」で審議し、議決は出席委員の全員一致を原則としている。なお、「教育職員資格審査委員会」は、学長のほか、任用する学部の学部長又は研究科長及び各学科長に学長が指名する教育職員（大学院担当教育職員の任用にあたっては、候補者の専門分野又は近接専門分野の研究指導担当者）を加えた委員で構成しており、当該教員の業績に基づく審査に適した構成員で実施している。

教員選考の審査基準については、「北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育職員任用規程」に職階ごとの求める能力や資格基準、大学院担当教育職員の資格審査基準を定めている。なお、教育業績や研究業績に加え、大学・社会における教育活動、社会活動、学内運営の実績も重視している。

以上のことから、教員の募集・採用・昇任等は、規則や基準に基づき適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の教育能力の向上、教育課程・授業方法の開発・改善につなげる組織的な取り組みについては、2024 年に策定した「大学としてのF Dの考え方・方針」に基づき、教育に関するF Dは「教育開発センター」が、研究及び社会連携・社会貢献に関するF Dは「大学運営会議」が担っている。これら大学全体のF Dのほかに、学部・学科・専攻・研究科単位でF Dを実施している。例えば、研究活動の活性化を図るF Dの取り組みとして、事務局財務部会計課が「科研費獲得に向けた研修会」を実施した。また、医療保健科学部では、2024 年に研究活動や学科運営などの活性化を図ることを目的とした「教員研究・業務報告会」を実施して

いる。グローバルコミュニケーション研究科では、「フィールドワークにおける調査研究倫理—シンガポール・スリランカを事例として—」と題するFD研修会を実施している。

教員の教育活動及び研究活動を活性化し、学内外の貢献度を向上する目的から、年度ごとに教員個人より「教育・研究等に関する活動報告書」の提出を義務づけている。この報告書では、「教育活動」「研究活動」「学内及び学外の貢献」について自己評価の概要を記載して点数化している。この報告書をベースに、大学ホームページの大学概要、教員紹介をアップデートし、教員の業績を広く公開している。これらの報告書は、昇任人事の際の重要な選考資料となっている。

指導補助者に対する研修については、2024年度から、学部・学科で研修を実施し、教育開発センター会議に実施状況を報告している。さらに、科目担当教員から説明を行う、「TAガイドブック」を配付するなどして、TAの業務内容等について学生が理解を深めることを図っている。

以上のことから、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けた取り組みを、適切に行っているといえる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

専任教員及び教授の数は、教員組織を所管する総務課が教員組織の編制表を作成し、基準を満たしているかについて学長以下幹部職員が定期的に点検・確認している。教員組織の適切性について、運営面からの日常的な検証は各学部・学科・研究科の定例会議で行い、各長は結果を学長に報告している。また、各学部・研究科においては、毎年度「2 内部質保証」にて既述したプロセスで教員組織の点検・評価を行っている。

くわえて、学科長は、所属する教員個人の活動について、授業評価アンケートの結果や「教育・研究等に関する活動報告書」を確認し、必要な指導を行うことで、改善・向上に取り組んでいる。

FD活動の適切性については、「教育開発センター」において点検・評価している。

以上のことから、教員組織及び教員個人の活動の適切性について点検・評価を行い、改善・向上に向けて学科レベルでの取り組みは行っているものの、全学的なレベルにおける取り組みにはつながっていないため、「2 内部質保証」において既述した点とともに改善が望まれる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念・目的に基づき、「学生支援に関する方針」として「理念と教育目標を実現するため、学生一人ひとりが学修に専念し、経済・身体・精神面全てに安心して学生生活を送れるよう、また学生が社会で望むキャリアを築き社会人として自立できる為に、体制を構築する」ことを定めている。また、同方針において、修学支援、生活支援、正課外活動支援、進路支援、障がい学生支援、留学生支援に関して、それぞれの方針を定めており、いずれも大学ホームページで公表している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示していると判断できる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生支援に関する方針」に定めている各種方針のもと、学部・学科・研究科と連携を保つ体制として、法人、大学企画調整部、「教育開発センター」「キャリア教育センター」等の各センター、教務部、就職部等の事務局、「教務委員会」「就職等支援委員会」等の関係委員会を設置することで、学生支援を行うための体制を構築している。

修学支援について、外国語学部及び国際学部では、入学前教育として、基礎的な英語力を確認・強化するため e-learning 課題を導入している。人間科学部では、特に支援の必要な学生に対し、各科目担当者、アドバイザー等で多角的に学びの支援を行っているほか、医療保健科学部では、入学前教育として、e-learning 課題を導入している。学生の能力に応じた教育として、演習科目における少人数指導や学生への個別指導、アドバイザー教員による定期的な学修支援を実施している。アドバイザー教員は4年間にわたって学生生活全般及び学修に関する支援や相談を実施し、必要に応じて学生の保証人との連携もしている。

国家試験と関わる分野の学科では、それに向けた対策講座を行っているほか、アドバイザー教員や専門講師によるサポート体制を設けるなど、さまざまな正課外教育を実施している。

留学生等の多様な学生に対する修学支援について、大学教育の効果を高めるため、指導教員制度を設け、各学生に対して4年間にわたって学習及び学生生活全般のアドバイスを行っている。さらに、留学生には、学生食堂で使用できる食券を配付して生活の支援を行い、経済的に就学困難な私費外国人留学生に対しては、「北海道文教大学私費外国人留学生学費減免制度」により授業料を減免している。なお、これらについては「留学生のための修学支援ハンドブック」にまとめ、大

学ホームページにて公表している。

障がいのある学生に対する修学支援について、2021 年に「北海道文教大学障がいのある学生に関する基本方針」を制定し、入学前は「入試委員会」、在学学生に対しては「障がい学生支援委員会」が対応している。また、「北海道文教大学障がいのある学生に関する申し合わせ」を定め、「障がい学生支援」リーフレットを作成のうえ、全学生に配付するとともに大学ホームページ上で公表することで広く周知を図っている。

奨学金やその他の経済的支援について、地方公共団体及び民間育英団体の奨学金制度のほか、大学独自の奨学金制度を複数設けている。さらに、「北海道文教大学緊急支援学費等減免」を設け、経済的理由により就学が困難であると認められた者等を支援している。奨学金・学費減免制度に関する情報提供については大学ホームページ、『学生便覧』を利用し、周知を徹底している。

そのほか、在学学生を保証人又はこれに代わる者による北海道文教大学後援会の助成により、健康と食の支援及び困窮学生支援を目的に、「100 円朝食」のほか、「100 円ランチ」や「10 円おにぎり」等を複数回にわたって実施しており、学生からも好評を博している。

学生の相談に応じる体制の整備について、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については「保健管理センター」を設置するとともに、同センター内にカウンセリングを行う「学生相談室」を設置し、双方が連携して学生の生活支援にあたっている。また、年度初めにオリエンテーションでの説明や「学生相談室案内」を配付し、学生へ周知している。なお、各種ハラスメントの防止・対応については、「学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する規程」及び同細則を制定するとともに「ハラスメント防止・対策委員会」を設置し、その防止・排除に取り組んでいる。

進路支援については、各ステップにおける具体的な指導・内容を「キャリアデザイン・プログラム」としてまとめ、1 年次には進路選択指導をメインとするキャリアガイダンスや必修科目としての「キャリア入門」、2 年次には「キャリア形成」、3 年次には「キャリアデザイン」「キャリア発展」「キャリアビジョン」を開講している。また、就職部では、公務員試験の対策講座や 3 年次生を対象とした就職活動の対策支援、4 年次生に対する専門職の就職説明会を行っている。なお、大学院学生に対しては、院生ガイダンスの際に個別に相談を受けて職業指導を行っている。くわえて、就職支援企業と提携し、学外での就職活動の拠点として「北海道文教大学サテライトオフィス」を札幌市に開設している。また、資料請求や会社訪問などのノウハウをまとめた「就職支援 BOOK」を学生全員に配付している。

以上のことから、学生支援の方針に沿った支援を適切に行っていると判断でき

る。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価に関し、「教育開発センター」が実施する卒業時アンケートにおいて、学生支援に関する満足度を問う項目や大学による支援についてよかった点・改善すべき点の記述欄を設けており、この結果を用いて支援の適切性を点検・評価している。また、就職・進路支援、生活支援、正課外活動の支援、障がい者や留学生等への支援の適切性については、「教務委員会」「学生委員会」「就職等支援委員会」「国際交流委員会」といった各支援を所管する委員会において点検・評価している。そのほか、教務部、学生部、就職部、国際交流室、図書館事務室等の学生支援に係る事務組織においても点検・評価を行っている。これらの点検・評価結果については、「2 内部質保証」において既述したプロセスで「大学運営会議」に課題等を報告しているものの、各部局で急ぎ対応が必要なものについて改善しているのみで、同会議による全学的なフィードバックのもとで改善に向けた取り組みは行っていない。

以上のことから、「教育開発センター」のほか、学生支援に係る各種委員会や事務組織において学生支援の適切性に関する点検・評価を行っている。改善・向上の取り組みについては、各部局で急ぎの対応を行っているものの、全学的な仕組みのなかでの取り組みは行っていないため、「2 内部質保証」において挙げた問題点とあわせ改善が望まれる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」として「教育研究活動の質向上及び推進を図るため、適切な研究環境・条件の整備、競争的研究資金の獲得と効率的配分を行うとともに、全学的規模の共同研究の構築を図り、人的支援体制、その他必要な教育研究支援体制の整備に努める」ことを定めている。また、同方針において、ICT環境・研究倫理・図書館学術情報サービス・施設整備等の各項目について方針を定めている。

上記の方針については、大学ホームページ「内部質保証に関する方針等」において公表し、学内においては各学科会議や「事務局連絡協議会」を経て周知している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件

を整備するための方針を適切に明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究等の環境の整備については、「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」におけるアクションプランでの目標設定、ロードマップによる毎年度末の評価・修正を行い、点検・評価で出てきた問題について、具体的な整備計画を示している。こうした計画に沿って、学生の自主的学習促進のために図書館・コンピューター室・自習室等を配置している。また、大学設置基準で必要とされる面積を上回る校地・校舎面積を有している。なお、学内の安全・衛生については保安点検や環境衛生管理・警備業務など専門業者に委託契約している。

ネットワーク環境の整備について、W i e F i 設備を拡大しているほか、「北海道文教大学ソーシャルメディアガイドライン」を規定し大学ホームページ内で公開するなど、ネットワーク環境については適切に整備を進めている。情報倫理の確立に向けた取り組みについて、「北海道文教大学情報システム利用ガイドライン」を定め、教職員や学生に対して情報システムの利用及び運用に関する具体的な指針を示しており、大学ホームページで公表している。当該ガイドラインについて、教職員に対しては学内メールや研修、「北海道文教大学情報システムお知らせサイト」、学生に対しては「北海道文教大学お知らせサイト」を通じて周知している。また、「全学共通科目」に「総合教養講座」を設け、同科目において学生に向けてサイバーセキュリティについて学ぶ機会を設けている。

学生生活の快適性への配慮について、障がいを持つ学生への対応としてエレベーターの設置、校舎出入口へのスロープの設置等に取り組んでいる。

以上のことから、必要な校地及び校舎を有し、そのうえで教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書・その他の学術情報資料の整備については、各学科・研究科から選出された教員で構成する「学術情報委員会」が、学術書の充実を図っている。さらに、大学院学生からの選定希望を受けて、選書・購入をしている。図書館には質・量ともに十分な図書資料を配架しており、契約している電子ジャーナル、データベース、機関リポジトリ等など複数の電子的情報資源を一元的に検索できるディスカバリーサービスの窓口を図書館ホームページに用意している。また、図書館利用者ポータルサイト「マイライブラリ」の充実を図ったことにより、学外からでも貸出延長や購入依頼・文献複写依頼の申込みが可能となっている。さらに、「北

海道文教大学研究紀要」及び「北海道文教大学論集」を電子化し、北海道文教大学「機関リポジトリ」において公表するほか、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツに参加するなど、他大学や図書館との連携にも取り組み、充実を図っている。

図書館の施設環境整備について、インターネットコーナー、新聞コーナー等を配置し、さらに学生と教員や学生同士が話し合いながらグループ学習できるラーニング・コモンズ、ガラス張りのグループワーク室を設置している。また、学生が長時間集中して学ぶ静かな環境として、「静かコーナー」を設け、長時間の滞在を可能としている。

図書館の利用方法や図書館資料やデータベースの利用促進のため、図書館員が蔵書検索システム（OPAC）の利用方法、各種データベースの活用方法等に関するガイダンスを毎年実施している。さらに、図書館の利用ができない環境にある学生のため、利用頻度の高い電子ジャーナルや電子ブックについては、学外からのアクセスを可能としている。図書館の職員については、司書資格を保有している専任職員、時間外（夜間、土曜日）対応のための業務委託職員を配置しており、専任職員は国立情報学研究所主催の各種講習会や文化庁主催の著作権講習会、北海道地区大学図書館協議会の業務研究会にも積極的に参加している。

以上のことより、図書館及び学術情報サービスに関する体制及び機能については、適切に取り組んでいるといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究については、「教育 100 年ビジョン」における「研究力の強化」の項目で示している「知の拠点と高度な研究の創造」を目的とし、これを実現するための具体的な方策として競争的資金等獲得と研究費の効率的配分、研究体制の強化、全学的規模の共同研究の構築を目指している。

研究費について、個人のものは「北海道文教大学個人研究費規程」、共同のものは「北海道文教大学『共同研究助成費』の審査に関する申合せ」及び「同採択指針」を定めている。研究室は1人1室あるいは数名で1室を確保しており、研究費及び旅費をそれぞれ配当している。

2017年に「学校法人鶴岡学園就業規則」を改正し、「専門業務型裁量労働制」「フレックスタイム」を新設するなど、柔軟な勤務体制を構築できるようにしている。なお、教員・助教については週あたりの担当コマ数を定めているが、助手の担当上限については定めていないため、助手の負担や研究活動のニーズに応じて現状を検証することが望まれる。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件の適切な整備及び教育研

究活動の促進については概ね適切といえる。しかしながら、助手を含め、授業や学生への指導、学内事務等の負担について、些か過重な教員も見られるため、研究時間の確保に向け、研究活動等への支援について更なる検討が望まれる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止については、「北海道文教大学研究倫理規程」において定め、更に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の趣旨等を踏まえ、2022年に「北海道文教大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」を策定している。くわえて、「北海道文教大学不正防止推進委員会規程」「北海道文教大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」を整備するとともに、基本方針に基づき「北海道文教大学公的研究費に係る不正防止計画」を策定し、不正防止に関する取り組みを行っている。

研究倫理の遵守について、「北海道文教大学個人研究費規程」において研究倫理教育及びコンプライアンス教育を必須とすることを定め、毎年開催する「研究倫理研修会及びコンプライアンス研修会」や、その受講後に教職員が学長に「公的研究費の使用にあたっての確認（誓約）書」を提出することで、不正に対する意識の浸透を図っている。なお、2023年度に実施した研修の事後アンケートでは、受講者の多くが「満足」「おおむね満足」としていることから、この研修については一定の効果があつたとみられる。当該研修は大学院学生も対象とし、当日に研修を受講できない教職員はアーカイブ映像を視聴できるようにしている。

また、総務部が年に1回程度、機関内の責任体制や不正防止に関する啓発資料、公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口及び不正な使用等の通報窓口について全教職員に周知している。その際には、研究における不正防止チェックリストを添付するなどして自己点検を促している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置について、適切に行っているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性については、「2 内部質保証」において既述したように、「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づく点検・評価及び「大学評価委員会」による大学基準に基づいた点検・評価を行っている。

教育研究等環境の改善・向上の取り組みとして、「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づき、教育研究等環境の項目における学部の中期目標である「全教室の冷暖房システムを適正なものにする」ことに取り組んだことが挙げられる。これにより、2022年度末には、財務部において「2022（令和2）年度

までに主だった教室・実習室の冷暖房システムを設置した。未実施の教室・実習室については、適正に判断し検討を重ねる」という点検結果を出している。また、この取り組みについては、全学的な点検・評価に基づくものとは別の臨機応変な対応として、翌年に猛暑のため予定になかった教室へ冷暖房システムの設置も行っている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性に対する点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を実施している。しかしながら、「2 内部質保証」に既述したように、内部質保証推進組織によるマネジメントのもとに行っているものではないため、その点については検討することが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「教育 100 年ビジョン」で示している 5 つの基本方針において、「地域社会への貢献」として「『開かれた知の拠点』として、地域と社会の要請」に応え、「生涯学習、社会貢献活動、自治体との共同研究等を通じて地域社会の発展に積極的に貢献」するとしている。また、「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」においても、地域連携・地域貢献を柱の一つとして位置づけている。当該計画において、取り組みの現状と課題を分析し、具体的なアクションプランへと落とし込むことで、多様な活動を推進している。2023 年度には、大学として「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、社会連携・社会貢献活動を「社会連携」「社会貢献」「地域交流・国際交流」に区分し、区分ごとの目指す姿をわかりやすく示している。

「教育 100 年ビジョン」「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」「社会連携・社会貢献に関する方針」は、大学ホームページで公表している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を、適切に明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

地域社会への貢献、地元企業等との連携を図ることを目的とした「地域連携推進センター」を学内に設置し、企画調整部の職員が包括連携協定の締結をはじめとする連携事業の窓口となっており、依頼内容に係る学科の教員や各部署と連携して地域連携活動を推進している。中期計画において、社会連携の数を増やすための数値目標を掲げて取り組んでいる。具体的な社会連携・社会貢献活動として、

恵庭市との包括連携協定のもと、地域包括ケアシステムの進化・推進に向けた介護予防事業の成果検証に係る共同研究、不登校児童・生徒に学校復帰に向けた指導・支援を行う共同研究事業（適応指導を行う「教育支援センター」を学内に設置する）等に取り組んでいる。

包括連携協定に基づく産学共同事業としては、健康栄養学科の教員と学生で組織する「商品開発研究会」「食品開発 Lab.（ラボ）」による、地元企業と共同しての商品開発の取り組みや、地元情報誌への寄稿や共同企画等がある。成長期の子どもとその保護者を対象とした「食育教室」の実施、医療保健科学部と人間科学部の4学科の学生と教員による、障がい者の発達を支援する「北海道スマイルプロジェクト」など、大学教員の知見の社会還元も行っている。また、南幌町との連携事業として、こども発達学科の学生が「あそびの達人特別教室」の運営を行うほか、乳幼児を持つ親や子ども同士の交流の場及び学生の実習・研修の拠点として開設した「子育て教育地域支援センター」の運営に参加する、中学生向けの「English Trial」に国際言語学科と国際コミュニケーション学科の学生が英会話サポーターとしてボランティア参加するなど、大学の知を地域に還元するのみならず、地域との交流のなかで、学生の成長を促す機会としても機能しており、多岐にわたる活動を組織的な連携協力に基づいて実施している。

特に、2023 年度には、新たに連携プラットフォーム形成の中核となるセンターとして「地域創造研究センター」を設置し、民間企業の研究員や恵庭市職員の派遣を受け、恵庭市の産業関連表を作成して経済について分析し、その結果について研究発表や勉強会を行うことで地域への還元に取り組んでいる。こうした取り組みを通じて、政策研究と自治体における問題解決に貢献しており、地方の私立大学における特色ある取り組みとして他市町村からの関心も高く、新たな社会連携のモデルを開発しようとする意欲的な取り組みとして高く評価できる。

以上のことから、ビジョンや社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域連携に積極的に取り組み、教育研究の成果を社会に還元している。特に、「地域創造研究センター」を中心とした新たな取り組みへと発展している事業については高く評価できる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性に係る点検・評価は、「2 内部質保証」において既述したように、「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づく点検・評価及び「大学評価委員会」による大学基準に基づいた点検・評価を行っている。

改善・向上の取り組みについては、各部局内で対応すべきものについては実施

しているが、全学的な内部質保証推進組織のもとでの取り組みは行っていない。今後は、当該大学の特色ある取り組みの伸長に向けて、点検・評価の結果に基づく改善・向上に全学的に取り組むことを期待したい。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について点検・評価を行っているものの、具体的な改善・向上の取り組みにはつながっていないため、「2 内部質保証」にて指摘した点とあわせて検討することが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 「地域連携推進センター」を中心に、大学の所在地である恵庭市を拠点とした教育や食、福祉、医療、国際等の各学部の専門性を生かした多種多様な連携事業を展開し、食育の普及や子育て支援、障がい者の発達支援プロジェクト、地元企業と共同しての商品開発などに学生と教職員で取り組んでいる。これを発展させるべく、2023 年度に「地域創造研究センター」を設置し、産官学の諸機関に所属する研究員で協働して地域の課題解決に取り組むなど、プラットフォーム形成の中核として地域と大学との新たな連携モデルを構築し、地域の知の拠点として機能することが期待できるため、社会連携・社会貢献に関する方針に基づく有意な取り組みとして評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「鶴岡学園将来構想委員会」において、大学の理念・目的に基づく教育目標を具現化すべく「教育 100 年ビジョン」を策定し、公表している。また、2020 年度施行の私立学校法を受け、「教育 100 年ビジョン」の実現に向け、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間について具体化したものとして、設置する学校それぞれの運営方針となる「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」を策定、公表している。この計画において、「経営ガバナンスを強化する」「迅速かつ適切な学内意思決定プロセスの構築を図る」など具体的な目標を掲げたうえで、現状・課題とそれに対するアクションプランというかたちで大学運営に関する大学としての方針を設定し、明示している。

上記のビジョンや中期計画は、大学ホームページを通じて公表しており、学内構成員にも共有している。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の権限等は「学校法人鶴岡学園組織規程」に規定しており、大学長の職務は「大学の校務を掌り、所属教育職員を統督し、大学を代表する」としている。教育職員の管理職については「北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育職員管理職選任規程」で選任の方法や任期等を定めており、専攻長以上の管理職はいずれも学長の推薦を受け、理事会の承認を得て任命することとしている。

学長選考は、「北海道文教大学学長の選考に関する規程」に基づき、理事長が主宰する「学長選考委員会」を設置して候補者の選考を行うとともに、学部長等の意見聴取を行ったうえで次期学長候補者を選考し、理事会で決定することとしている。

大学の意思決定は最終的に学長が行い、そのための意見を教授会・研究科委員会等で聴取する一方、学籍異動、教育課程等の教学事項については、議案に関連する委員会で審議し、教授会で審議決定することとしている。

法人理事会においては、予算、人事案件を含め、法人経営、管理運営等及び業務執行に関する重要事項について審議を行っている。理事会での決議事項のうち、教学に係る案件については、教学組織における意思決定の結果を十分に尊重し、審議を行っている。事業計画、予算関連事項等については、評議員会への諮問を経て理事会で決定している。また、学校法人と大学の円滑な連携を図るため、法人・大学連携会議を定期的開催している。

以上のことから、大学運営のための組織を適切に整備し、学長等の役職者、委員会等の権限を明示して、適切に大学運営を行っているといえる。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、主に「学校法人鶴岡学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）及び「学校法人鶴岡学園経理規程」に基づく手続で行っている。なお、予算の編成にあたっては、予算要求単位の全構成員が関与することでプロセスの透明性の確保に努めている。

予算執行については、内部統制のために「学校法人鶴岡学園経理規程」及び「学校法人鶴岡学園物件等管理規程」を定め、予算制度等に基づき予算責任者を置いて管理している。その他、予算全体の管理を行うため会計システムを導入し、適宜、手続書類の法令との整合性等についてモニタリングを行っている。さらに、監査法人・監事・各所属長の間で課題の検討を行うなど意思疎通を図ることで不正の防止に努めるとともに、財務部において、予算要求時に執行上のポイントを明示している。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は「法人事務」と「大学等事務」を区別せず一体で運営している。経営の意思決定機関である理事会の方針のもとで総務部、財務部が主に法人事務を処理し、教務部、学生部、入試広報部、就職部、企画調整部及び「大学評価・IR推進部」が主に教学に関する業務を遂行している。業務内容の多様化、専門化については、企画調整部及び「大学評価・IR推進部」が対応している。

教員組織と事務局組織が協働して迅速に改革を進めることを目指して、教員が学生部長及び教務部長を兼務することとし、これまで以上に教職協働を推進している。

職員の採用及び昇任は、「学校法人鶴岡学園就業規則」に基づき行っている。なお、2013年に労働契約法及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正されたことに伴い、期限付き労働契約や高年齢者等の継続雇用の根拠を規定するために、就業規則が適用される職員以外の職員の就業に関して、嘱託職員、臨時職員及び特別嘱託職員と区分を整理し、それぞれの就業規則を改正又は制定した。労働契約法の改正に伴い有期雇用職員の任期更新にあたっては、職員の業務状況の評価を経て、できるだけ雇用期間を付けない専任職員への転換を図っている。また、毎年度の職員人事にあたっては、各部等において、面談を必ず実施し、本人の希望や自己評価を踏まえながら、各部等で各人の業務を評価し、総務課において要望・評価のとりまとめ及びその内容を踏まえた昇任及び昇格案の作成を行っている。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能させているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の資質向上を図るため、「令和5年度北海道文教大学SD研修実施方針」に基づき、学内におけるスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）研修の実施及びFD研修への参加促進、外部機関が実施する階層別研修への積極的な参加を促進しており、近年は大学の管理運営強化のため、管理職教員についても参加させている。くわえて、新規採用職員については、毎年4月に初任者研修を実施し、法人の教育理念から就業規則等諸規程の説明に至るまでの研修を実施している。さらに、大学運営に関する資質向上のためのSD活動として、事務職員及び全教員を対象に、年度ごとに直面する課題等をテーマにした研修を

実施している。2024 年度には、「地方大学の生き残り戦略について」をテーマに外部講師による研修を実施した。

また、各部課の実態に応じた研修の実施に資するよう、各部課に研修費を措置し、外部研修の参加等について奨励している。このうち、外部機関が実施する階層別研修については、参加者の多くが有益だったと評価しており、継続的にこうした研修への参加を促すこととしている。

以上のことから、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策について、適切に講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性に関する点検・評価については、「中期計画アクションプラン・ロードマップ」に基づき、「2 内部質保証」に既述したプロセスで「大学評価委員会」が実施している。

監査については、「寄附行為」及び「学校法人鶴岡学園監事監査規程」に則り、法令に基づく監事による監査、監査法人による財務監査を行っている。これに加えて、「学校法人鶴岡学園内部監査規程」に基づき、「公的研究費の不正防止への取組に関する方針」に沿って、計画に基づく内部監査を行い、その後に内部監査人を対象とした監事監査を行うことで、両者の連携のもとで行っている。また、上記の三様監査において、財務監査の過程で複数回にわたって監事とのコミュニケーションをとる機会を設けるなど、相互に課題を共有する場を設けている。

点検・評価を通じて、改善に取り組んだ事例として、大学の危機管理規程及び危機管理基本マニュアルの整備が挙げられる。これは「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」において「危機管理マニュアルの整備など危機対策への備えが十分でない」ことを課題として挙げており、その対応策としてアクションプランにおいて「危機管理対策を整備する」「緊急時対策マニュアルを整備する」と設定していたことに基づき、2022 年度に総務部が中心となって原案を策定し、「大学運営委員会」にて各学科等の意見を聴取したうえで制定した。

以上のことから、大学運営の適切性について点検・評価し、改善・向上に取り組んでいる。ただし、上記の改善・向上の取り組みに際し、内部質保証の推進主体である「大学運営会議」からのフィードバックは行っていないため、内部質保証システムのもとで点検・評価の結果に基づく改善に取り組むことが望まれる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定してい

るか。

法人の「教育 100 年ビジョン」において、中・長期計画の基本方針及び法人事務局及び各設置校の中・長期計画を示しており、法人事務局では「教学改革推進のための財政基盤の確立」を掲げ、中長期財政計画の推進、予算編成方針及び執行方法の見直し、外部資金の獲得（一般補助・経常費補助・競争的研究資金など）に取り組むことを明示している。また、大学の中・長期計画において、「教育 100 年の大学像に向けた戦略的課題」として、大学財政のあり方の改革を掲げている。

このようなビジョン及び中・長期計画に基づき、2020 年度からの 5 年間の中期計画として「学校法人鶴岡学園中期計画 2024」を策定している。同計画では、具体的な目標及び現状・課題を踏まえたアクションプランを示しており、「大学運営・財務」の中で中期財政計画の策定に加え、経常収支差額を改善することを具体的な目標とし、2020 年度から施設計画と連動した中期資金計画を策定し、実行していくこと、人件費比率の適正化を図るとともに、業務意欲を高めることに配慮した適切な給与の支給にも配慮すること、中期財政計画の策定に基づき、予算執行の効率化を図ることをアクションプランに示している。

なお、「令和 5 年度鶴岡学園予算編成方針」において、財務関係比率に関する指標として、人件費比率、教育研究経費比率及び管理経費比率の目標比率を設定している。

以上のことから、ビジョンにおいて中・長期計画を示し、これを実行するための中期計画を策定し、財務に関する目標・アクションプランを示すとともに、予算編成方針にて財務に係る数値目標を掲げている。ただし、財務に関する具体的な数値目標は、中期計画には示されておらず、単年度の予算編成方針にのみ示しているため、2025 年度からの中期計画において具体的な数値目標を含めた実行可能な計画を策定することが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに、教育研究経費比率は高い水準にあるものの、人件費比率が高い。また、事業活動収支差額比率は、法人全体では 2019 年度以降はマイナスで推移しており、その幅が増加傾向にある。大学部門においても、2021 年度には事業活動収支差額比率がマイナスに転じている。

貸借対照表関係比率では、流動比率は平均を上回っているものの、2020 年度以降、純資産構成比率が平均を下回り、総負債比率は上回る状況となっている。ま

た、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、現時点では一定の水準にあるものの、2020 年度以降、著しい減少が続いていることから、教育研究活動を安定して遂行するために十分な財務基盤を確立しているとはいえない。大学及び法人全体として、中期計画に対応した達成すべき数値目標及びそのための施策を明らかにした中・長期の財政計画を策定し、財務基盤の確立に向けて取り組むよう改善が求められる。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得を目的とした研修会として、外部講師を招いた学内セミナーや採択経験者からのポイント解説等を開催している。こうした取り組みにより、科学研究費補助金の申請件数は増加しているものの、採択件数及び獲得金額は横ばいであることから、取り組みを継続し、今後の成果につながることを期待される。また、受託研究費や共同研究費についても、多角的な収入獲得に向け、より積極的に取り組むことが望まれる。

＜提言＞

改善課題

- 1) 大学部門の事業活動収支差額の減少に加え、設置校における継続的な支出超過の状況により、「要積立額に対する金融資産の充足率」が著しく減少し、法人全体の事業活動収支差額が 2019 年度以降マイナスに転じるとともに、その幅が増加傾向にあるため、教育研究活動を遂行するに十分な財務基盤を確立しているとはいえない。2025 年度からの新たな中期計画において達成すべき数値目標及びそのための施策を明らかにした中・長期の財政計画を策定し、財務基盤の確立に向けて取り組むよう改善が求められる。

以上

北海道文教大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	建学の精神と理念
	北海道文教大学学則 1 条
	教育 100 年ビジョン
	学校法人鶴岡学園 中期計画 2024（2020 年度～2024 年度）
	北海道文教大学学則 3 条の 2
	北海道文教大学大学院学則第 3 条
	学生便覧
	the80th Anniversary 学校法人鶴岡学園創立 80 周年記念史
2 内部質保証	北海道文教大学内部質保証の方針
	北海道文教大学運営会議規程
	北海道文教大学及び北海道文教大学大学院大学評価委員会規程
	北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育開発センター規程
	北海道文教大学 内部質保証 PDCA サイクル図
	北海道文教大学教授会規程
	北海道文教大学大学院委員会規程
	学校法人鶴岡学園事務連絡協議会申し合わせ
	北海道文教大学運営会議 名簿
	教育開発センター名簿
	3 つの方針の策定のための全学としての基本的な考え方
	2023 年度第 1 回北海道文教大学教授会資料（資料 5 学生数内訳）
	教育・研究等に関する活動報告書
	令和 4 年度公的研究費申請に係る実施事業報告書
	2023 年度 FD セミナー実施状況
	2022 年度第 4 回教育開発センター会議議事録
	2022 年度第 6 回教育開発センター会議議事録
	2022 年度第 9 回教育開発センター会議議事録
	北海道文教大学大学院 こども発達学研究【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 学校法人鶴岡学園 令和元年 5 月 1 日現在
	北海道文教大学 国際学部 国際教養学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 学校法人鶴岡学園 令和 4 年 5 月 1 日現在
	北海道文教大学 国際学部 国際教養学科【届出】設置に係る設置計画履行状況報告（改正前大学設置基準適用） 学校法人 鶴岡学園 令和 5 年 5 月 1 日現在
	改善報告書 2021（令和 3）年 7 月 28 日
	大学基準協会による改善報告書の検討結果 2022（令和 4）年 3 月 30 日
	北海道文教大学人間科学部看護学科の授業科目等に係る調査報告書について（提出）
	平成 30 年度養成施設指導調査の結果について
	令和 3 年度（2021 年度）養成施設指導調査の結果について
	令和 3 年（2021）年度養成施設指導調査結果への改善報告について
	北海道文教大学及び北海道文教大学大学院外部評価委員会規程
	教員一覧
	北海道文教大学機関リポジトリ
	シラバス・カリキュラムマップ
	認証評価、自己点検・評価及び外部評価
	事業報告及び財務情報
	教育情報公開

	全学内部質保証推進組織名簿
3 教育研究組織	大学の理念と教育目標
	学園の沿革
	学園の運営組織図
	学生便覧 2020 北海道文教大学学則第3条の2第2項
	学生便覧 2020 北海道文教大学学則第3条の2第2項第1号
	学生便覧 2020 北海道文教大学学則第3条の2第3項
	学生便覧 2020 北海道文教大学学則第3条の2第3項第1号
	学生便覧 2020 北海道文教大学学則第3条の2第3項第2号
	学生便覧 2020 北海道文教大学学則第3条の2第3項第3号
	学生便覧 2020 北海道文教大学学則第3条の2第3項第4号
	学生便覧 2020 北海道文教大学学則第3条の2第3項第5号
	北海道文教大学学則第3条の2第3項
	北海道文教大学学則第3条の2第3項第1号
	北海道文教大学学則第3条の2第3項第2号
	北海道文教大学学則第3条の2第4項
	北海道文教大学学則第3条の2第4項第1号
	北海道文教大学学則第3条の2第4項第2号
	北海道文教大学大学院学則第1条
	2024 北海道文教大学大学院募集要項
	学校法人鶴岡学園組織規程 新旧対照表
	学校法人鶴岡学園組織規程
	学校法人鶴岡学園事務分掌規程
	鶴岡記念図書館規程
	北海道文教大学学術情報委員会規程
	内部質保証に関する方針
	北海道文教大学国際交流センター規程
	大学ポータルレート
	留学・国際交流
	北海道文教大学教職センター規程
	教職センター
	北海道文教大学地域創造研究センター規程
	地域創造研究センター
	北海道文教大学地域連携推進センター規程
	北海道文教大学子育て教育地域支援センター運営委員会に関する内規
	学生募集要項 2024
	北海道文教大学科目等履修生規程
	北海道文教大学鶴岡記念図書館
	公開講座
	包括連携
	北海道文教大学大学改革推進検討委員会規程
	地域未来学科
	アドミッションポリシー（AP）
	北海道文教大学教育研究組織の方針
	子育て教育地域支援センター
	2023 年度子育て教育地域支援センター計画書
	子育て教育地域支援センター トビックス
4 教育課程・学習成果	北海道文教大学の3つのポリシー
	学部研究科の学位授与方針
	2023 大学院学生便覧 p. 27, p. 47, p. 68, p. 88 3つのポリシー
	3つのポリシーの点検実施にあたっての指針
	3つのポリシーの点検シート
	2023 年度第9回教育開発センター会議審議事項1_3つのポリシーの点検結果_審議事項2_3つのポリシーの改定

2023 年度第 12 回大学運営会議審議事項 1_3 つのポリシーの点検結果_審議事項 2_3 つのポリシーの改定
学部研究科の教育課程の編成・実施方針
2023 年度第 8 回教育開発センター会議資料_カリキュラムポリシー検討資料
北海道文教大学学則第 23 条および別表
北海道文教大学大学院学則第 13 条および別表
科目ナンバリング
2023 年度授業日程
2021 年度第 13 回教務委員会議事録および 4 ターム制の資料
北海道文教大学学則第 25 条
2023 学生便覧 p. 69 1 単位の学修時間
2022 年度シラバスチェック担当教員(2023 年度シラバス用)
2022 年度第 7 回教育開発センター会議議事録 審議事項 1 シラバス作成に関して
新型コロナウイルス感染予防に係る授業等の延期について
2020 年度第 2 回教務委員会議事録_コロナ禍の授業日程
新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る授業実施方法の変遷(2 年分)
2020(令和 2)年度 4 月「遠隔授業に関するアンケート」結果
新型コロナウイルス対応としての遠隔授業、テレワーク等で使用する google アカウントの発行について
遠隔授業 FD 研修会 20200507 の資料
5 月 12 日からの授業について_オンデマンド方式を基本とすること
2022 年度第 8 回教育開発センター会議議事録 審議事項 2 履修系統図の作成等を活用した教育課程編成の改善
初年次教育科目
学問サキドリプログラム報告書_2023 年度入学生_医療保健科学部リハビリテーション学科理学療法専攻
HBU 進学プログラム
2023 年度第 3 回大学運営会議議事録 報告事項 3 及び報告事項 6
報告事項 3 2023 年度 卒業認定・進級判定に関わる審議の流れについて
2020 学生便覧 p. 108 外国語学部国際言語学科の教養科目表
2022 学生便覧 p. 81, p. 85, pp. 88-89 人間科学部理学療法、作業療法、看護各学科の選択科目年次配分
2023 学生便覧 pp. 77-78, p. 87 人間科学部健康栄養学科、こども発達学科の選択科目年次配分
2023 学生便覧 p. 93, p. 96 国際学部各学科の履修の方法 教育課程の構成と概要
2023 学生便覧 p. 109, p. 115, p. 122 医療保健科学部看護学科表 3 卒業要件、リハ学科の卒業に必要な単位数
2022 学生便覧 p. 75, p. 80, p. 84, p. 88, p. 91 人間科学部各学科の教育課程の構成と概要
2023 学生便覧 p. 108, p. 114, p. 121 医療保健科学部各学科の教育課程の構成と概要
教養科目のカリキュラムマップ
2023 大学院学生便覧 p. 29, pp. 48-49, p. 70, pp. 90-91 履修モデル
2023 大学院学生便覧 p. 49, p. 70 長期履修モデル
2021 年度第 4 回教育開発センター会議議事録報告事項 3 アセスメントポリシー
アセスメント・ポリシー
2023 年度第 7 回教育開発センター会議議事録報告事項 11 カリキュラムの検討内容報告あたっての指針
2023 年度第 8 回教育開発センター会議審議事項 1
北海道文教大学学則第 55 条
2023 年度第 3 回大学院委員会議事録 審議 1 学則の 1 部改正について
2023 学生便覧 p. 100, p. 102 国際学部各学科のキャリア形成科目
北海道文教大学院学則第 12 条第 2 項 授業方法
北海道文教大学履修規定第 4 条 3
2021 年度大学運営会議(臨時 10 月 6 日開催)における資料 1
2023 大学院学生便覧 p. 28 言語文化コミュニケーション専攻修士課程 2023 年度授業科目
2022 年度後期-授業評価アンケート結果
2023 年度前期授業評価アンケート全学集計結果
シラバスの訂正に関する教務委員会議事録集
北海道文教大学学則第 23 条の 2

教務ガイド（2023 年度版）_教職員用（2023.5.1 改訂）
シラバス作成要領(2024 年 1 月 31 日 FD セミナー版)。
2022 年度第 12 回教務委員会資料_2023 年 4 月オリエンテーション
2023 年度第 4 回教務委員会資料_2023 年 9 月オリエンテーション
2023 学生便覧 p.31 指導教員制度について、オフィスアワーについて
学生別の出欠状況確認について（WSDB マニュアル）2023.5.26
2023 大学院学生便覧 p.29, p.51, p.72, p.92
教育開発センター公開資料 1 授業評価アンケート結果
2019 年度前期-授業評価アンケート結果
2020 年度前期-授業評価アンケート結果
2021 年度前期-授業評価アンケート結果
2019 年度後期-授業評価アンケート結果
2020 年度後期-授業評価アンケート結果
2023 年度授業形態別履修登録者数_学士課程
北海道文教大学学則第 25 条、第 26 条
北海道文教大学履修規定第 8 条
2022 年度第 12 回教授会資料_審議 1 進級判定について
2022 年度臨時教授会資料_審議 2 卒業認定について
2022 年度第 8 回大学院委員会議事録 審議 1 修了認定について
北海道文教大学学則第 29 条
2023 年度第 1 回教務委員会議事録_既修得単位等の認定
北海道文教大学院学則第 16 条
2023 学生便覧 p.70 成績疑義
教務関連諸事項について
北海道文教大学 GPA(成績評定平均値)に関する取り扱い
2023 年度第 7 回大学運営会議 報告 2 資料 5 G P A の分布報告
新型コロナウイルスに対する対応について(コロナ対策提言 20200403)
新型コロナウイルスの感染等取扱__20201008 改定
北海道文教大学学則第 35 条第 36 条
北海道文教大学履修規定第 3 条および別表 1
2023 学生便覧 p.77, p.78, p.87, p.99, p.100, p.109, p.115, p.122 卒業に必要な単位数
北海道文教大学院学則第 21 条第 22 条
北海道文教大学院学則第 7 条
2023 大学院学生便覧 p.29, p.48, p.70, p.89 修了までのスケジュール、大学院の履修について
北海道文教大学履修規定第 7 条
北海道文教大学履修規定第 12 条
定期試験期間は 2020(令和 2)年度からは設けられていない経緯資料
新型コロナウイルス感染拡大防止策に係る授業日程変更に伴うシラバスの変更について
2023 大学院学生便覧 p.41, p.63, p.83, pp.105-106
学位論文審査基準
2023 大学院学生便覧 p.29 p.63 p.72 p.92 修士論文の審査体制
2023 年度北海道文教大学大学院合同公开发表会プログラム
北海道文教大学学位規程
教育開発センター公開資料 2 学修成果および学修行動の調査結果
教育開発センター公開資料 3 卒業時アンケート報告書
2022 年度「修士課程教育修了時アンケート」結果
2023 年度第 2 回教育開発センター会議議事録報告事項 2. 2023 年 3 月実施修士課程修了時アンケート結果
2021 年度第 9 回教育開発センター会議議事録 審議 3 学科別・学習成果別の G P A
学位授与方針に明示した学生の学習成果把握方法開発
教育課程レベル AP 未達成項目改善案
2023 年度第 9 回 大学運営会議資料 協議 7 2023 年度教育課程レベルのアセスメントポリシー未達成項目の改善案について
2022 年度第 8 回大学運営会議議事録 協議 1 アセスメントポリシー（課程レベル）未達成項目に対する改善案について
アセスメントポリシー昨年の未達成項目の改善状況

	「学生による授業評価アンケート」において改善案の提出が授業改善につながっている（資料センター会議）
	2022 年度カリキュラムマップ検討内容
	北海道文教大学 2022 年 3 月実施卒業時アンケート報告書
	2021 年 7 月遠隔授業に関する学生アンケート調査結果
5 学生の受け入れ	大学紹介パンフレット
	北海道文教大学海外入学者選抜等規程
	令和 5 年度 各種委員会委員名簿
6 教員・教員組織	北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育職員任用規程
	（北海道文教大学の）求める教員像
	（北海道文教大学の）教員組織の編成方針
	令和 5 年度北海道文教大学教育職員構成
	学校法人鶴岡学園嘱託職員就業規則
	学校法人鶴岡学園教育職員の授業時間等に関する申合せ
	学校法人鶴岡学園専決規程
	北海道文教大学大学院ティーチング・アシスタント規程
	北海道文教大学助手の任用規程
	北海道文教大学外国人教師任用規程
	北海道文教大学教員の昇任に関する推薦基準
	教育職員の任用に係る選考手続き
	大学としての F D の考え方・方針
	2022 年度第 2 回教育開発センター会議議事録
	ファカルティー・ディベロプメント（F D）の実施方針
	2023 年度第 1 回教育開発センター会議議事録
	2020 年度第 3 回教育開発センター会議議事録
	新任教員研修 2023 ハンドアウト
	北海道文教大学及び北海道文教大学大学院の教育・研究活動等の評価及び自己申告に関する申合せ
	大学概要
	教員紹介
	令和 4 年度（第 1 回）北海道文教大学重点研究助成の募集要項
	2020 年度第 4 回教育開発センター会議議事録
	2023 年度第 8 回教育開発センター会議議事録
7 学生支援	学生支援に関する方針
	国際化推進ビジョン
	進路・就職について
	障がい学生支援
	障がい学生について（2023 学生便覧 P 33）
	障がい学生支援
	留学・国際交流
	人間科学部健康栄養学科
	人間科学部こども発達
	人間科学部理学療法学科
	人間科学部作業療法学科
	人間科学部看護学科
	国際学部
	医療健康科学部看護学科
	医療保健科学部リハビリテーション学科
	トシさんが巡る
	学内無線 LAN（Wi-fi）について
	インターネットの利用にあたって（2023 学生便覧 P 38～P39）
	北海道における緊急事態宣言を踏まえた本学での対応について
	指導教員制度
	指導教員（クラス担任、アドバイザー）制度について（2023 学生便覧 P 31）
	海外留学等について（2023 学生便覧 P 53～P55）

	留学生のための修学支援ガイドブック
	協定校一覧
	北海道文教大学留学に関する規則
	北海道文教大学障がいのある学生に関する基本方針
	北海道文教大学障がいのある学生に関する申し合わせ
	北海道文教大学障がい学生支援委員会規程
	Ⅲ-4 成績評価 (2023 学生便覧 P70)
	学費・奨学金
	§ 3 学費等・奨学金 (2023 学生便覧 P23～P27)
	カウンセリング経年利用者数
	保健管理センター
	保健管理センター (2023 学生便覧 P32～P33)
	ハラスメント
	ハラスメントについて (2023 学生便覧 P36)
	北海道文教大学後援会
	学友会
	北海道文教大学就職等支援委員会規程
	北海道文教大学キャリア教育センター規程
	就職活動準備講座
	就職支援 BOOK 2024
	課外活動 (サークル) 団体一覧
	課外活動 (2023 学生便覧 P36)
	学修成果の評価の方針 (アセスメント・ポリシー)
	教育開発センター
	2022 (令和 4) 年度第 3 回 教育開発センター会議議事録
	2023 (令和 5) 年度第 3 回 教育開発センター会議議事録
	2022 (令和 4) 年度第 4 回 大学運営会議議事録
	2023 (令和 5) 年度第 4 回 大学運営会議議事録
	平成 31 (2019) 年 3 月卒業時アンケート報告書
	北海道文教大学危機管理規程
	新型コロナウイルスに対する対応
	「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止対策のための緊急事態宣言延長に伴う学生就学支援金の緊急給付について
	北海道文教大学課外活動活動再開にあたってのガイドライン
	2020 の就職活動について
	新入生宿泊研修費の返金について
	進路就職・就職支援講座など (ガイダンスの制度)
	進路就職・トピックス (実施状況が分かる資料)
	就職部活動記録 (根拠)
	キャリア教育関連科目年度別一覧
8 教育研究等環境	北海道文教大学教育研究等環境の整備に関する方針
	中期計画 2024 アクションプランロードマップ
	ソーシャルメディアガイドライン
	学生便覧 P60～61
	研究紀要
	北海道文教大学論集
	機関リポジトリ
	国立情報学研究所
	国立情報学研究所 NACSIS
	北海道地区大学図書館協議会
	大学図書館協議会相互利用サービス
	大学図書館コンソーシアム連合: JUSTICE
	オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR)
	北海道文教大学 鶴岡記念図書館 蔵書検索システム (OPAC)
	北海道文教大学 鶴岡記念図書館 フロアマップ
	北海道文教大学 鶴岡記念図書館 ディスカバリーサービス

	北海道文教大学 鶴岡記念図書館 「マイライブラリ」
	北海道文教大学個人研究費規程
	北海道文教大学「共同研究助成費」の審査に関する申合せ
	北海道文教大学「共同研究助成費」の採択指針
	学校法人鶴岡学園就業規則
	学校法人鶴岡学園学外非常勤講師に関する申合せ
	北海道文教大学研究倫理規程
	北海道文教大学における公的研究費の管理・監査の基本方針
	北海道文教大学不正防止推進委員会規程
	北海道文教大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程
	北海道文教大学公的研究費に係る不正防止計画
	公的研究費関係規程
	公的研究費取扱いに関するマニュアル（誓約書）
	学校法人鶴岡学園内部監査規程
	学校法人鶴岡学園公益通報に関する規程
	北海道文教大学研究倫理審査委員会規程
	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）
	北海道文教大学機関リポジトリ運用指針
	図書館のしおり
	北海道文教大学研究倫理委員会規程
	北海道文教大学研究倫理に関する取扱要項
	北海道文教大学学生の研究に関する倫理指針
	北海道文教大学研究活動上の不正行為調査委員会内規
9 社会連携・社会貢献	「北海道文教大学社会連携・社会貢献に関する方針」
	恵庭市との共同研究
	「学びの森」がスタート
	北海道新聞朝刊に本学の「学びの森」が紹介
	学生スタッフによる企画「クリスマス会」
	包括連携協定
	株式会社ロバパンとあんぱんの開発・販売
	株式会社北海道アイと「パエリア風まぜごはんの素」の開発・販売
	SDG s 弁当の商品開発
	豆乳レシピの開発
	“食と健康” レシピコンテストを実施
	「みんなでつくったレモンレシピ100」を発行
	ヘルスケアエンターテインメントアプリ「kencom」 レシピコンテストを開始
	札幌大学及び北海道科学大学との包括連携協定締結
	高大地域連携プロジェクト一歩一歩の取り組み
	南幌町学生・若者支援事業 学校紹介ページ
	南幌町地域活動プログラム【あそびの達人特別教室】
	国際言語学科生が英会話ボランティアで地域貢献
	「イングリッシュ キャンプ」にボランティア参加
	南幌町から新米 100kg が贈呈されました
	あびら教育フォーラムへの登壇
	「アウトドア・ツーリズム研修」を行いました
	ShiriBeshi 留学体験談
	「ちょこっと12月号」
	「ちょこっと2月号」
	海のクリーンアップ大作戦
	サツドラホールディングス株式会社 が運営する、“EZOHUB SAPPORO” で開催の学外公開講座
	サツドラホールディングスからゲスト講師を招いて AI をテーマとした講義
	一般社団法人 未来工房と包括連携協定を締結
	「現代社会の食と健康を考える」
	「大学における地域連携を考える」
	「しあわせレシピ」（「ちゃんと」2022年6月24日（金）号）
	「北海道文教大学のしあわせレシピ」

	「SDG s HANDBOOK」
	図書館の展示企画
	SDG s 研修を実施
	「食育教室」
	恵庭市文化功労者・スポーツ功労者・青少年表彰で、青少年団体活動者賞団体賞を受賞
	食育アイドルプロジェクト
	「ENIWA 学」主催の芸術祭「風と大地の芸術祭」
	朗読劇「銀河鉄道とカリンパの夜のために」が「カリンパまつり」で上演
	「北海道スマイルプロジェクト」
	「北海道文教大学 チャレンジド教室 学生の心を拓き耕す」
	チャレンジド教室の様子
	恵庭市内の小学校の授業にアシスタント・ティーチャーとして参加
	文教ペンギンルーム子育てトライアングル「あいあい」ニュース
	恵庭市の新型コロナウイルスのワクチン接種のための集団接種会場を提供により、恵庭市から感謝状贈呈
	ハッピーハロウィンイベント
	大学間でオンライン交流会
	留学生の恵庭小学校での異文化交流活動
	2023 年度公開講座実施計画について
	雑誌「TIME」記事
	日経グローバル (No. 471 2023. 11. 6) の大学の地域貢献度調査
	学外組織との連携協定書
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	北海道文教大学学長の選考に関する規程
	学校法人鶴岡学園寄附行為
	北海道文教大学入試センター規程
	北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育職員管理職選任規程
	北海道文教大学副学長の職務等
	学校法人鶴岡学園参与規程
	北海道文教大学客員教授規程
	教授会及び大学院研究科委員会の審議事項等に係る申し合わせ
	法人・大学運営連携会議に関する申し合わせ
	学校法人鶴岡学園危機管理規程
	学校法人鶴岡学園危機管理基本マニュアル
	学校法人鶴岡学園経理規程
	学校法人鶴岡学園物件等管理規程
	予算制度
	令和6年度人事計画等の策定について（通知）
	学校法人鶴岡学園職員給与規程
	令和5年度北海道文教大学SD研修実施方針
	令和5年度北海道文教大学SD研修実施状況
	学校法人鶴岡学園監事監査規程
	独立監査法人の監査報告書
	公的研究費の不正防止への取組に関する方針
	監事による監査報告書
	学校法人鶴岡学園諸規程
	学校法人鶴岡学園 理事・監事名簿
	学校法人鶴岡学園 概要 2023
10 大学運営・財務 (2) 財務	予算編成方針
	予算要求区分の考え方
	部門別在籍数 経年、鶴岡学園（部門別）収支対比表
	別紙（財務分析・評価の資料）
	計算書類
	財産目録
	独立監査法人の監査報告書
	5ヵ年連続財務計算書類（様式07_01）

その他	履修登録単位数の上限設定について
	FD 等の実施（TA に対する資料）
	SD 研修実施
	中期財政計画の策定（変遷）
	令和 2 年度中期計画の策定-当初予算
	令和 3 年度当初予算-事業計画
	令和 4 年度当初予算-事業計画
	令和 5 年度当初予算-事業計画
	令和 6 年度当初予算-事業計画

北海道文教大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	2024 北海道文教大学シラバス 総合教養講座
	2024 年度 総合教養講座（建学の精神）
	トシさんが行く！
	人とつながる笑いと涙の40年
	えこりん村 SDGs 研修【研修のしおり】
	令和6年度第1回教務委員会 議事録
	令和6年度新入生宿泊研修のしおり
	令和5年度第9回学生委員会議事録
	学校法人鶴岡学園創立75周年記念誌
	北海道文教大学 中期計画アクションプラン ロードマップ（2023年度末点検）
	中期計画アクションプランの2023年度末点検について(大学)
	令和6年度 第2回 北海道文教大学運営会議 議事録
2 内部質保証	令和5年度 第1回大学運営会議 議事録 審議4. 地域未来学科の3つのポリシーについて
	2023年度第5回教育開発センター会議議事録 報告2. 2023年度後期授業評価アンケートの日程および除外科目
	教育開発センター公開資料1. 授業評価アンケート結果の結果について（2018年度前期～2023年度後期）
	2023年度第1回「北海道文教大学及び北海道文教大学大学院大学評価委員会」資料
	2023年度第4回入試委員会 議事録
	2023年度第10回入試委員会 議事録及び資料
	令和6年度第2回北海道文教大学未来共創会議 資料
	設置計画履行状況等調査における指摘事項に対する改善に向けた取り組みの実施体制
	教育・研究業績様式
	北海道文教大学ホームページ（英文翻訳時スクリーンショット）
	令和2年度第6回 理事会資料抜粋
3 教育研究組織	地域創造研究センターフォーラム 酪農地域での看護実践と世界の看護への挑戦
	2023年度 ペンギンルーム活動総括
	子育て教育地域支援センター 活動記録による参加者集計（延べ数）
	令和5年度 第6回北海道文教大学運営会議資料
	北海道文教大学 2023年度 第6回大学運営会議議事録
	北海道文教大学 2023年度 第2回大学運営会議議事録
	北海道文教大学 2023年度 第2回教授会議事録
	北海道文教大学及び北海道文教大学大学院大学評価委員会 2023年度 第1回 次第
	令和2年度第1回 北海道文教大学運営会議次第
	2020年度 第3回 北海道文教大学教授会
	令和2年度 第2回理事会次第
	2020年度 第4回 北海道文教大学教授会
4 教育課程・学習成果	こども発達学科学生面談記録用紙
	2022年度第10回教授会資料4 こども発達学科の教育課程変更に伴う履修既定の一部改正について
	2022年度第8回大学運営会議資料1 アセスメントポリシー未達成項目に対する改善策
	2023年度理学療法学科シラバス p117
	2023年度第1回教育開発センター会議資料 こども発達学科 2023年度のカリキュラム編成にあたって
	2023年度第10回教育開発センター会議議事録 報告1. 2023年度後期グローバルコミュニケーション研究科の授業評価アンケート
	2022年度から2023年度に授業が改善された例
5 学生の受け入れ	2024年度 学校推薦型選抜 運動選手自己アピール型選抜 実施要領
	令和6年度 プレゼンテーション総合選抜2 特別選抜（外国人留学生選抜）等 実施要領
	令和6年度 特別選抜（外国人留学生選抜） 留学生別科 春季特別 実施要領

	令和6年度 北海道文教大学大学院【中期】
	令和6年度 特別選抜（外国人留学生選抜） 実施要領
	東京会場 WEB オンライン実施者一覧
	未来型キャリアデザインを育成するスポーツ大好き選抜、北海道食の王国選抜
	2021年度 第9回入試委員会（3月16日開催）
	2022年度 第10回入試委員会
	2023年度 第1回入試委員会（4月12日開催）
	HBU_examination_web_0701
	各プログラム参加者の振り返り（サンプル）
	業務報告書／高校訪問報告書
	大学院入試別志願者・受験者・合格者数
	北海道文教大学大学院こども発達学研究科の紹介
	アップデートカフェ 2024
	2022（令和4）年度 第5回健康栄養科学研究科会議 議事録
	2023（令和5）年度 第6回健康栄養科学研究科会議 議事録
	2021年度第5回大学院グローバルコミュニケーション研究科会議議事録
	2019年度第5回大学院グローバルコミュニケーション研究科会議議事録
	2020年度第9回大学院グローバルコミュニケーション研究科会議議事録
	2022年度第8回大学院グローバルコミュニケーション研究科会議議事録
	2023年度第5回大学院グローバルコミュニケーション研究科会議議事録
	2024年度第3回大学院グローバルコミュニケーション研究科会議議事録
	2023年度第1回大学院グローバルコミュニケーション研究科会議議事録
	2023年度第10回大学院グローバルコミュニケーション研究科会議議事録
	2024年度第1回GC研究科委員会議事録
	2024年度第4回GC研究グローバルコミュニケーション研究科委員会議事録
	2024年度第4回北海道文教大学大学院委員会資料
	令和4年度 第25回 理学療法学科会議議事録
	理学入学生前期 GPA 分布（2022年度、2021年度）
	令和6年度 志願状況集計表／令和6年度 大学入試別志願者・受験者・合格者数
	2022年度 第9回入試委員会 議事録
	2023年度 第13回入試委員会 議事録
	2025年度入試日程検討資料（資料4①、資料4②）
6 教員・教員組織	各学部等の教員組織の編成方針
	T Aガイドブック
7 学生支援	国際学部「入学前課題」
	人間科学部健康栄養学科「入学前課題」
	人間科学部こども発達学科「入学前課題」
	医療保健科学部看護学科「入学前課題」
	医療保健科学部リハビリテーション学科「入学前課題」
	人間科学部作業療法学科「がんばろうグループ」
8 教育研究等環境	情報システム利用ガイドライン
	2023 総合教養講座シラバス
	トイレ画像資料
	図書館データベースガイダンス資料
	学校法人鶴岡学園 中期計画の進捗状況について アクションプランロードマップ（2020年度～2023年度末点検）
9 社会連携・社会貢献	第1回中期計画策定委員会 資料6「中期計画イメージ」
	年度別包括連携協定締結件数（グラフ）
	2023年度 ペンギンルーム活動総括
	2024年度公開講座実施計画について
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学校法人鶴岡学園将来構想委員会設置に係る理事会次第及び資料
	オンライン環境の整備に係る学生就学支援金について（評議員会資料）

その他	子育て教育支援センターで実践された取り組みが研究成果に繋がったもの	研究資料 1
	子育て教育支援センターで実践された取り組みが研究成果に繋がったもの	研究資料 2
	子育て教育支援センターで実践された取り組みが研究成果に繋がったもの	研究資料 3
	北海道文教大学子育て教育地域支援センター研究実績 データベースから	
	オンライン講座 2020 年度 ママサポートプログラムのご案内 2020. 12. 21	
	オンライン講座 2020 年度 記録表 2020. 12. 21	
	オンライン講座 2020 年度 配布資料 1_3	
	オンライン講座 2020 年度 配布用 ママサポートプログラム② (2020 年 12 月 7 日)	
	オンライン講座 2020 年度 文教ペンギンルームニュース年末年始特別号 (2020 年度)	
	オンライン講座 2021 年度 オンライン講座資料 2022. 2. 28	
	オンライン講座 2021 年度 ペンギンニュース 2022 年 12 月号	
	オンライン講座 2021 年度 ママサポートプログラムのご案内 2022. 2. 28	
	オンライン講座 2021 年度 記録表 2022. 2. 28	
	産業連関表について市で発表されたときの資料	資料 1
	産業連関表について市で発表されたときの資料	資料 2
	産業連関表について市で発表されたときの資料	資料 3
	産業連関表について市で発表されたときの資料	資料 4
	産業連関表について市で発表されたときの資料	資料 5
	産業連関表について市で発表されたときの資料	資料 6
	「未来共創会議」に関する資料	
	副専カリキュラムの内容がわかる資料	
	助手の担当授業コマ数	
	「内部質保証の方針」学内共有資料	
	北海道文教大学_大学基礎データ_表 2 (2024 年 5 月 1 日現在)	
	北海道文教大学_1014 全体面談 1_学長プレゼン資料	